

令和 8 年 第 1 回

# 芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 8 年 3 月 2 日

閉会 令和 8 年 3 月 13 日



熊 本 県 芦 北 町 議 会



# 令和8年第1回芦北町議会定例会会期日程

| 月 日  | 曜日 | 日 程                                                                                                         |
|------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月2日 | 月  | 本会議（開 会）<br>諸報告<br>議長諸般の報告<br>議員派遣の結果報告<br>行政報告<br>副議長辞職報告<br>副議長選挙<br>令和8年度施政方針と予算大綱説明<br>議案審議<br>議案の委員会付託 |
| 3日   | 火  | 委員会審査    総 務 厚 生   （総務課、企画財政課、税務課、会計室）<br>建設経済文教   （教育課、上下水道課、農林水産課、商工観光課）                                  |
| 4日   | 水  | 委員会審査    総 務 厚 生   （健康福祉課、住民生活課、議会事務局）<br>建設経済文教   （現地調査、建設課、スポーツ・文化振興課）                                    |
| 5日   | 木  | 委員会審査   （予 備 日）                                                                                             |
| 6日   | 金  | 休 会（議事整理）                                                                                                   |
| 7日   | 土  | 休 日                                                                                                         |
| 8日   | 日  | 休 日                                                                                                         |
| 9日   | 月  | 休 会（議事整理）                                                                                                   |
| 10日  | 火  | 休 会（議事整理）                                                                                                   |
| 11日  | 水  | 休 会（議事整理）                                                                                                   |
| 12日  | 木  | 本会議<br>一般質問                                                                                                 |
| 13日  | 金  | 本会議（最終日）<br>議案審議（委員長報告）<br>議員派遣の件<br>閉会中の継続調査の申出<br>（閉 会）                                                   |



## 目 次

| 第 1 号（3 月 2 日）                                                       | 頁  |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| 1 議事日程 - - - - -                                                     | 7  |
| 2 出席議員氏名 - - - - -                                                   | 8  |
| 3 欠席議員氏名 - - - - -                                                   | 8  |
| 4 説明のため出席した者の職氏名 - - - - -                                           | 8  |
| 5 事務局職員出席者 - - - - -                                                 | 9  |
| 6 開会 開議 - - - - -                                                    | 13 |
| 第 1 会議録署名議員の指名 - - - - -                                             | 14 |
| 第 2 会期の決定について - - - - -                                              | 14 |
| 第 3 諸報告 - - - - -                                                    | 15 |
| 議長諸般の報告 - - - - -                                                    | 15 |
| 議員派遣の結果報告 - - - - -                                                  | 15 |
| 行政報告 - - - - -                                                       | 15 |
| 第 4 副議長辞職について - - - - -                                              | 15 |
| 第 5 副議長の選挙 - - - - -                                                 | 15 |
| 第 6 議席の一部変更について - - - - -                                            | 16 |
| 第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて<br>令和 7 年度芦北町一般会計補正予算（第 6 号） - - - - - | 16 |
| 第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて<br>令和 7 年度芦北町一般会計補正予算（第 7 号） - - - - - | 17 |
| 第 9 報告第 1 号 和解及び損害賠償額の決定について - - - - -                               | 18 |
| 第 10 議案第 1 号 令和 7 年度芦北町一般会計補正予算（第 8 号） - - - - -                     | 18 |
| 第 11 議案第 2 号 令和 7 年度芦北町下水道事業会計補正予算（第 3 号） - - - - -                  | 22 |
| 第 12 令和 8 年度施政方針と予算大綱説明 - - - - -<br>（一括議題＝日程第 13 から日程第 22 まで）       | 22 |
| 第 13 議案第 3 号 令和 8 年度芦北町一般会計予算 - - - - -                              | 28 |
| 第 14 議案第 4 号 令和 8 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 - - - - -                      | 28 |
| 第 15 議案第 5 号 令和 8 年度芦北町介護保険事業特別会計予算 - - - - -                        | 28 |
| 第 16 議案第 6 号 令和 8 年度芦北町有温泉事業特別会計予算 - - - - -                         | 28 |
| 第 17 議案第 7 号 令和 8 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 - - - - -                      | 28 |
| 第 18 議案第 8 号 令和 8 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 - - - - -                     | 28 |
| 第 19 議案第 9 号 令和 8 年度芦北町水道事業会計予算 - - - - -                            | 28 |

|     |        |                                             |           |    |
|-----|--------|---------------------------------------------|-----------|----|
| 第20 | 議案第10号 | 令和8年度芦北町下水道事業会計予算                           | - - - - - | 28 |
| 第21 | 議案号11号 | 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について        | - - - - - | 28 |
| 第22 | 議案第12号 | 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について                     | - - - - - | 28 |
| 第23 | 議案第13号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | - - - - - | 29 |
| 第24 | 議案第14号 | 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | - - - - - | 30 |
| 第25 | 議案第15号 | 芦北町国民健康保険政税条例の一部を改正する条例の制定について              | - - - - - | 31 |
| 第26 | 議案第16号 | 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について               | - - - - - | 32 |
| 第27 | 議案第17号 | 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について            | - - - - - | 32 |
| 第28 | 議案第18号 | 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について          | - - - - - | 33 |
| 第29 | 議案第19号 | 芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について                   | - - - - - | 34 |
| 第30 | 議案第20号 | 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                   | - - - - - | 35 |
| 第31 | 議案第21号 | 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について                 | - - - - - | 35 |
| 第32 | 議案号22号 | 芦北町移住体験住宅条例の一部を改正する条例の制定について                | - - - - - | 36 |
| 第33 | 議案第23号 | 芦北町過疎地域地持続的発展計画を定めることについて                   | - - - - - | 37 |
| 7   | 散 会    |                                             | - - - - - | 38 |

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 第2号（3月12日）       | 頁            |
| 1 議事日程           | - - - - - 41 |
| 2 出席議員氏名         | - - - - - 41 |
| 3 欠席議員氏名         | - - - - - 41 |
| 4 説明のため出席した者の職氏名 | - - - - - 41 |
| 5 事務局職員出席者       | - - - - - 41 |
| 6 開会 開議          | - - - - - 44 |
| 第1 一般質問          | - - - - - 44 |
| （1）2番 楠原清照君      | - - - - - 44 |

|               |           |    |
|---------------|-----------|----|
| (2) 5 番 坂本 登君 | - - - - - | 56 |
| (3) 1 番 百田翔吾君 | - - - - - | 65 |
| 7 散 会         | - - - - - | 69 |

第3号（3月13日） 頁

|                  |           |    |
|------------------|-----------|----|
| 1 議事日程           | - - - - - | 73 |
| 2 出席議員氏名         | - - - - - | 73 |
| 3 欠席議員氏名         | - - - - - | 73 |
| 4 説明のため出席した者の職氏名 | - - - - - | 74 |
| 5 事務局職員出席者       | - - - - - | 74 |
| 6 開会 開議          | - - - - - | 76 |

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

|                                                    |           |    |
|----------------------------------------------------|-----------|----|
| 第1 議案第3号 令和8年度芦北町一般会計予算                            | - - - - - | 76 |
| 第2 議案第4号 令和8年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算                    | - - - - - | 76 |
| 第3 議案第5号 令和8年度芦北町介護保険事業特別会計予算                      | - - - - - | 76 |
| 第4 議案第6号 令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算                       | - - - - - | 76 |
| 第5 議案第7号 令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算                    | - - - - - | 76 |
| 第6 議案第8号 令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算                   | - - - - - | 76 |
| 第7 議案第9号 令和8年度芦北町水道事業会計予算                          | - - - - - | 76 |
| 第8 議案第10号 令和8年度芦北町下水道事業会計予算                        | - - - - - | 76 |
| 第9 議案号11号 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を<br>定める条例の制定について | - - - - - | 76 |
| 第10 議案第12号 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について                 | - - - - - | 76 |
| 第11 議員派遣の件                                         | - - - - - | 86 |

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

|                             |           |    |
|-----------------------------|-----------|----|
| 第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出   | - - - - - | 87 |
| 第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続審査の申出 | - - - - - | 87 |
| 第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出     | - - - - - | 87 |
| 第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出     | - - - - - | 87 |
| 7 閉 会                       | - - - - - | 87 |



# 芦北町議会定例会会議録

令和8年3月2日（月）



# 令和8年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月2日  
午前10時 開会  
於 議 場

## 1 議事日程

### 開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第4 副議長辞職について

第5 副議長の選挙

第6 議席の一部変更について

第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

令和7年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

令和7年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第9 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定について

第10 議案第1号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

第11 議案第2号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第3号）

第12 令和8年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第13から日程第22まで）

第13 議案第3号 令和8年度芦北町一般会計予算

第14 議案第4号 令和8年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第15 議案第5号 令和8年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第16 議案第6号 令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第17 議案第7号 令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第18 議案第8号 令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第19 議案第9号 令和8年度芦北町水道事業会計予算

第20 議案第10号 令和8年度芦北町下水道事業会計予算

- 第21 議案号11号 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第22 議案第12号 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について
- 第23 議案第13号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について
- 第24 議案第14号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 第25 議案第15号 芦北町国民健康保険政税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第26 議案第16号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第27 議案第17号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 第28 議案第18号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 第29 議案第19号 芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第20号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第21号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案号22号 芦北町移住体験住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第23号 芦北町過疎地域地持続的発展計画を定めることについて  
(散 会)

## 2 出席議員（9人）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 百 田 翔 吾 君  | 2 番 楠 原 清 照 君  |
| 3 番 長 口 隆 君    | 5 番 坂 本 登 君    |
| 8 番 草 野 安 道 君  | 9 番 宮 尾 秀 行 君  |
| 10 番 川 尻 成 美 君 | 13 番 寺 本 修 一 君 |
| 14 番 宮 内 道 則 君 |                |

## 3 欠席議員（2人）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 6 番 寺 本 順 一 君 | 7 番 白 坂 康 浩 君 |
|---------------|---------------|

## 4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 町 長 竹 崎 一 成 君   | 副 町 長 松 本 俊 造 君   |
| 教 育 長 岩 田 繁 義 君 | 総 務 課 長 池 田 康 浩 君 |

|            |           |             |           |
|------------|-----------|-------------|-----------|
| 企画財政課長     | 田 代 忍 君   | 税 務 課 長     | 内 田 照 也 君 |
| 住民生活課長     | 窪 田 和 彦 君 | 健康福祉課長      | 鳥 居 佳 史 君 |
| 農林水産課長     | 福 田 鉄 也 君 | 商工観光課長      | 梶 浩 之 君   |
| 建 設 課 長    | 平 田 秀 臣 君 | 上下水道課長      | 才 保 親 哉 君 |
| 教 育 課 長    | 宮 島 昭 典 君 | スポーツ・文化振興課長 | 溝 俣 圭 一 君 |
| 会計管理者兼会計室長 | 山 下 博 章 君 |             |           |

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

|        |           |          |           |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 議会事務局長 | 岡 田 謙 治 君 | 次長(課長補佐) | 鎌 田 富士夫 君 |
|--------|-----------|----------|-----------|

## 議 長 諸 般 の 報 告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会  
期 日 令和7年12月17日（水）  
場 所 水俣芦北広域行政事務組合  
内 容 令和6年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 熊本県町村議会議長会第4回理事会  
期 日 令和7年12月19日（金）  
場 所 熊本県市町村自治会館  
内 容 令和8年度事業計画及び予算案 外
- 4 令和7年度八代・天草シーライン構想推進大会  
期 日 令和8年1月18日（日）  
場 所 八代市鏡文化センター
- 5 第2回町村議会議長会議員研修会（オンライン）  
期 日 令和8年1月20日（火）  
場 所 芦北町役場 議員控室  
演 題 「地方創生の行方と議会の役割」  
講 師 ジャーナリスト 青山 彰久 氏
- 6 福岡県小竹町議会総務産建常任委員会視察研修  
期 日 令和8年2月16日（月）  
場 所 芦北町役場 議員控室  
内 容 廃校等を活用した企業誘致の取り組みについて
- 7 熊本県町村議会議長会第76回定期総会  
期 日 令和8年2月20日（金）  
場 所 ホテル熊本テルサ  
内 容 令和8年度事業計画及び歳入歳出予算について 外

令和8年3月2日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

## 議 員 派 遣 の 結 果 報 告

### 1 議会広報委員会視察研修

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 鹿児島県さつま町議会
- (3) 期 日 令和8年2月5日(木)
- (4) 派遣議員 3人
- (5) 内 容 議会だよりの作成及び議会広報委員会の運営について

令和8年3月2日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

芦北町議会議長 宮 内 道 則 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 長 口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和 8 年 1 月 3 1 日

3 検査実施日

令和 8 年 2 月 1 0 日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

|               |                 |                    |
|---------------|-----------------|--------------------|
| 一般会計・特別会計     | 歳 計 現 金         | 1, 372, 953, 990 円 |
|               | 一 時 借 入 金       | 0 円                |
|               | 基 金 に 関 す る 現 金 | 5, 972, 193, 500 円 |
|               | 歳 入 歳 出 外 現 金   | 73, 731, 099 円     |
|               | 計               | 7, 418, 878, 589 円 |
| 水 道 事 業 会 計   |                 | 370, 023, 993 円    |
| 下 水 道 事 業 会 計 |                 | 48, 934, 153 円     |

開会 午前10時00分

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから、令和8年第1回芦北町議会定例会を開会します。

白坂君、寺本順一君から欠席届が出ております。

会議に先立ちまして、謹んでご報告を申し上げます。

元山秀志副議長が、去る2月7日にご逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。

これからのご活躍を誰もが望んでいたところであり、誠に残念であります。

ここに、皆様とともに故人に哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

13番席に向かいまして、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（宮内道則君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

この際、議員を代表し、宮尾秀行君から追悼の辞がございます。

宮尾君、登壇の上、追悼演説をお願いいたします。

宮尾君。

○9番（宮尾秀行君） 元山秀志君への追悼の辞。

同僚議員の同意をいただき、代表して、芦北町議会副議長元山秀志君に哀悼の意を捧げ、心から追悼の言葉を送ります。

私と元山君は、旧田浦町時代、平成11年5月に同期で政治の道を志し、以来7期26年8か月、新人時代から変わらず、お互い手を携え鼓舞しながら、最高の同志として切磋琢磨してまいりました。

今、あなたの過去を振り返れば、7期26年8か月に及ぶ議員生活はもとより、奥様と結婚後は3人の子宝にも恵まれ、町サッカー協会会長、JKAトレジャークラブ会長、小学校PTA会長などを歴任され、まさに町民の尊敬と信頼を一身に集めてこられたのであります。

平成17年の合併後は、新芦北町の竹崎町政を支える同志議員の中でも、竹崎町長に対する思いは人一倍強く、一生懸命頑張り、発言し、行動し、竹崎町長を最も支えた議員だったと私は確信しております。

議会では副議長、議会運営委員長など歴任され、手腕、力量を最大限に発揮され、時の議会の中心となられ、本町の振興発展に尽くされたことは、町民等しく承知しているところであります。

あなたの人間味豊かな包容力と愛情は、ポカポカと温かい日向の壁のようでした。私たちは、いつもその壁に背をもたれて大きな日の光を浴びてきたような気がします。実に、あなたを知るすべての人々に深く親しまれ、限りなく信頼された人でした。

そのように、いつ何どきも笑顔で元気はつらつとされていたあなたが、昨年7月、突然病魔に襲われたと聞き及んだときは、ただただ呆然とするばかりでした。

この間、あなたは9月議会まで気丈に精一杯、力を振り絞って議会活動に邁進されました。

徐々に痩せていき、痛みなどもあったと思いますが、あなたの市政発展に対しての議員魂はすばらしかった。ご家族の看護の甲斐もなくひとり静かに旅立たれることは、誠にさみしく悲しみの極みであります。

元山秀志君、あなたに忽然と逝かれた今程、人生の無常とむなしさを痛感したことはありません。悲しみとともにみんなの心に大きな穴があいたような気がします。再びあなたの温顔に接することはできませんが、心の中には生きておられるのです。あなたが市政発展のために尽力された仕事の数々の教えにあなたの声を聞くことができることでしょう。

今、永遠の別れをするに当たり、長い間の恩義に深く感謝をし、謹んでご冥福をお祈りいたします。元山秀志君、本当にありがとうございました。どうか安らかにお眠りください。

○議長（宮内道則君） 以上で追悼の辞を終わります。誠にありがとうございました。

次に、長年にわたり地方自治の発展及び住民権利の福祉向上に尽力された議員に表彰状が届いておりますので、伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会表彰です。議員在職15年以上の表彰として坂本議員です。

次に、熊本県町村議会議長会表彰です。議員在職30年以上の表彰として川尻議員、議員在職15年以上の表彰として坂本議員です。

それでは、坂本議員から順次、演壇前にお願いいたします。

[表彰状の伝達]

受賞された議員におかれましては、誠におめでとうございました。

○議長（宮内道則君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 楠原君及び3番 長口君の2人を指名します。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第2 会期の決定について

日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から3月13日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月13日までの12日間に決定しました。

### 第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3、「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、例月現金出納検査結果及び町長の行政報告の内容はお手元に配付のとおりです。以上で諸報告を終わります。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第4 副議長辞職について

○議長（宮内道則君） 日程第4、「副議長辞職について」報告を行います。

閉会中の2月7日に元山副議長がご逝去されましたので、地方自治法第108条の規定及び会議規則第96条第3項の規定により、副議長の辞職を報告します。

なお、元山副議長の辞職により総務厚生常任委員会委員に1名の欠員が発生しましたので、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により閉会中の2月25日付で、私宮内を選任しましたので報告します。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第5 副議長の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第5、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に寺本修一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました寺本修一君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました寺本修一君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました寺本修一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

寺本修一君、一言ご承諾のご挨拶をお願いします。

○11番（寺本修一君） ただいまご推挙いただきました副議長になりました寺本修一でございます。

先ほど宮尾議員から、追悼の言葉がありましたけども、元山前副議長がご逝去されました。

哀悼の誠をささげ、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

そういうことで空席になりましたので、副議長を選出するというようなことで、我々、私たちの任期は3月31日まででございますので、あと1ヶ月、足らずでございます。

そういうことで、いろいろ議会構成にあたり、鑑みた上で、議会構成を考え、私、議会構成の中で無職でございましたので、最後のご奉公お前やれというようなことだろうと思います。

そういうことで、1ヶ月足らずの副議長職でありますけれども、宮内議長を補佐し、最後のご奉公の覚悟で相勤めたいと思っております。

皆さん方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） これで、副議長の選挙を終わります。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第6 議席の一部変更

○議長（宮内道則君） 日程第6、「議席の一部変更」を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定及び、議会運営に関する申し合わせ事項によって議席の一部を変更します。

副議長の寺本修一君を11番から13番に変更します。

事務局が氏名票を変更しますのでしばらくお待ちください。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて 令和7年度 芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

令和7年度芦北町一般会計補正予算第6号を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月22日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,726万4,000円を追加し、総額を130億8,217万9,000円とするものです。予算書は7ページをお開きください。

款2総務費です。生活応援券費2億3,774万円は、物価高騰による町民の生活への影響を軽減し支援するために、町内事業所で利用できる生活応援券を1人当たり1万5,000円配布する事業に係る経費です。

款3民生費です。児童福祉総務費3,952万4,000円は、物価高騰による影響を受けている子育て世帯を支援するために、子ども1人当たり2万円を支給する事業にかかる経費です。

次に歳入について予算書は6ページになります。

款14国庫支出金です。総務費国庫補助金の2億3,774万円は、生活応援券に対する物価

高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金、民生費国庫補助金の3,952万4,000円は、子育て世帯への支援に対する物価高対応、子育て応援手当支給事業費補助金です。なお、8ページから10ページに給与費明細書を添付いたしております。

以上で一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は承認することに決定しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。本案について説明を求めます。

田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。令和7年度芦北町一般会計補正予算第7号を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550万6,000円を追加し、総額を130億9,768万5,000円とするものです。予算書は7ページをお願いいたします。

款2総務費です。衆議院議員選挙費の1,550万6,000円は、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に係る経費です。次に歳入について、予算書が6ページになります。

款14国庫支出金です。総務費委託金の1,550万6,000円は、当該選挙に係る衆議院議員選挙費委託金です。なお、9ページから11ページに給与費明細書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。お諮りします。  
本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第9 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第9、報告第1号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。  
本案について報告を求めます。

池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 報告第1号、和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項として、議会の指定を受けた和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するもので、事故発生日、場所、相手方、事故の経緯、過失割合、損害賠償金額については記載のとおりです。

なお、損害賠償金につきましては、車両保険から全額支払われ、町と相手方は本件に関する一切の異議申し立て及び請求を行わないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。  
これで報告第1号を終わります。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第10 議案第1号 令和7年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮内道則君） 日程第10、議案第1号「令和7年度芦北町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 議案第1号、令和7年度芦北町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,240万8,000円を追加し、総額を133億8,009万3,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を計上しております。歳出から主なものをご説明いたします。

予算書は10ページをお開きください。

款2総務費です。一般管理費の167万円の減額は、防災拠点センターの仕様変更に伴い、設計完了後に工事を実施することとなったことによるものです。

財産管理費の2億1,758万円は、国内及び世界のGX推進に広く貢献し、資金を安定的に運用するためのGX推進ファンド出資金1億円と、減債基金に積み立てる1億1,758万円です。電子計算費の1,715万8,000円の減額は、いずれも地方公共団体情報システム標準化対応の延期に伴うものです。

高速交通対策費の335万4,000円は、令和7年8月豪雨で被災した肥薩おれんじ鉄道の災害復旧に対し補助を行うものです。

戸籍住民基本台帳費の425万1,000円は、戸籍の付票システムに旧氏及び旧氏のフリガナを追加するためなどの住民基本台帳システム改修委託料及び戸籍付票システム改修委託料です。

款3民生費です。児童福祉総務費の231万4,000円は、物価高騰の影響を受けている町内7施設の保育所などへの物価高騰対策支援金206万4,000円及び地域子ども子育て支援事業にて、放課後児童クラブなどを実施している6施設に対する補助金25万円です。

児童措置費の4,800万円は、保育給付費の公定価格が令和7年7月にさかのぼって増額改定されたことなどに伴う子どものための教育保育給付費の補正です。

母子福祉費の18万4,000円はひとり親など家庭医療扶助費の実績増に伴うものです。

予算書は11ページになります。

豪雨災害救助費の3,000円は、災害救助費負担金の精算償還金です。

款4衛生費です。生活排水対策事業費の199万8,000円は下水道事業会計、農業集落排水事業への繰出金です。

保健センター管理費の213万4,000円は、国の補正予算に伴い、前倒しで実施することになった保健センター予診室などのLED化改修工事費です。

款5農林水産業費です。農業施設管理費の132万9,000円は国の補正予算に伴い、前倒しで実施することになった大野地区構造改善センターのLED化改修工事費です。

中山間地域総合整備事業費の2,056万6,000円の減額は、宮浦工区の補助整備事業において、換地精算が令和8年度になったことに伴う換地清算支出金と換地処分清算金です。

款7土木費です。道路新設改良費の225万円及び予算書12ページの砂防費405万円は、県工事の事業増に伴う負担金の増額です。

住宅管理費の2,284万円の減額は、佐敷駅前団地駐車場用地整備の事業見直しに伴い、令和8年度実施となった委託料、土地購入費です。

款9教育費です。項2小学校費の学校管理費943万8,000円、項3中学校費の学校管理費1,210万円及び項5保健体育費の体育施設費4,749万8,000円は、国の補正予算に伴い前倒しで実施することになった田浦小、内野小、佐敷中学校体育館及び田浦運動場照明のLED化改修工事費です。

予算書は13ページになります。

款 11 公債費です。元金及び利子の 1, 184 万 1, 000 円の減額は、利率改定に伴うものです。次に歳入についてご説明いたします。予算書は 8 ページになります。

款 1 町税です。個人の 2, 500 万円は、所得増などに伴う町民税の増額です。

固定資産税の 4, 000 万円は、民間企業の設備投資による増額です。

款 10、地方交付税です。地方交付税の 5, 577 万 7, 000 円は、普通交付税の歳入見込みによるものです。

款 12、分担金及び負担金です。土木費分担金の 1 万 2, 000 円は、県事業の増に伴う急傾斜地崩壊対策事業分担金です。

款 14、国庫支出金です。民生費国庫負担金の 2, 345 万 4, 000 円は、保育給付費の公定価格が増額改定されたことなどに伴う子どものための教育保育給付費負担金です。

総務費国庫補助金の 528 万 3, 000 円は、保育所などの物価高騰対策支援金に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 103 万 2, 000 円及び旧氏及び旧氏のフリガナを追加するための住民基本台帳システム改修委託料に充当する社会保障税番号制度システム整備費補助金 425 万 1, 000 円です。

民生費国庫補助金の 8 万 3, 000 円は、放課後児童クラブなどへの物価高騰支援に充当する交付金です。予算書は 9 ページになります。

款 15、県支出金です。民生費県負担金の 965 万 3, 000 円は、保育給付費の基本単価が増額改定されたことなどに伴う子どものための教育保育給付費負担金です。

総務費県補助金の 6, 266 万 6, 000 円は、田浦運動場学校体育館及び保健センター、大野構造改善センターの LED 化に充当する環境首都水俣芦北地域創造補助金です。

民生費県補助金の 111 万 5, 000 円は、保育所などの物価高騰対策支援金に充当する物価高騰対策事業補助金 103 万 2, 000 円及び放課後児童クラブなどの物価高騰対策に充当する地域子ども子育て支援事業における事業継続事業補助金 8 万 3, 000 円です。

款 19、繰越金です。繰越金 1 億円は前年度繰越金です。

款 20、諸収入です。雑入の 2, 413 万 5000 円の減額は、地方公共団体情報システム標準化対応の延期及び中山間地域総合整備事業の宮浦工区換地精算の延期などに伴うものです。

款 21、町債です。土木費の 1, 980 万円の減額は、県工事の事業費増及び佐敷駅前団地駐車場の事業見直しに係るものです。災害復旧債の 330 万円は肥薩おれんじ鉄道の災害復旧に係るものです。予算書は 4 ページです。

第 2 表、繰越明許費補正についてご説明いたします。

款 2、総務費の生活応援券事業から款 10 災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで 21 事業、合計 7 億 336 万 1, 000 円は年度内完了が困難であるため、翌年度に繰り越すものです。予算書は 5 ページです。

第 3 表、地方債補正について説明いたします。

交通対策災害復旧事業に 330 万円を追加し、道路整備事業については 230 万円減額 1 億

4, 970万円に、公営住宅改修事業については2, 210万減額し、3, 380万円とするものです。

利率や償還方法などは表に記載のとおりです。

なお、14ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で一般会計補正予算第8号の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
楠原君。

○2番（楠原清照君） 10ページ歳出の財産管理費GX推進ファンド出資金1億円につきまして、その目的、趣旨、あるいはその背景につきまして少し詳しく説明をお願いします。

○議長（宮内道則君） 田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 答えいたします。

出資につきましては、先の全員協議会のほうで説明をさせていただきましたのでこれは簡単に説明したいと思います。

出資につきましては、平成25年1月に女島へメガソーラーを設置しておりますスパークスのファンドに対し、1口1億円を出資しており、今回が2回目の出資ということになります。

この出資のコンセプトにつきましては、北海道を起点に持続的な裨益を生み出しながら、日本及び世界のGXの推進に貢献すると、そういったものになっております。

投資対象につきましては、発電所、水素製造所、データセンター及び再生可能エネルギーに関するGXプロジェクトということになっております。

この度GXの推進という背景を踏まえまして、北海道を起点に日本及び世界のGX推進に貢献することを目的としたスパークス札幌北海道GXファンドに出資をすることで、本町にとどまらず、広く日本及び世界のGX推進に寄与し、今の環境を残しつつ、さらなる経済成長へつなげたいという本町の次世代への思いを形にすることができるものというふうに思っております。

また、中長期的に需要の増大が見込まれます当該分野に関連するプロジェクトに投資をすることにより、投下資金の安定的な運用を図ることも副次的目的としているところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第11 議案第2号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第2号 令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について説明を求めます。

才保上下水道課長。

○上下水道課長（才保親哉君） 議案第2号令和7年度芦北町下水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業予算の収益的収入及び支出総額にそれぞれ199万8,000円を追加し、収入を2億5,612万3,000円、支出を2億5,612万1,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、予算書をもとに支出からご説明申し上げます。

営業外費用の199万8,000円は、決算額が概ね確定したことによる消費税及び地方消費税の補正でございます。

次に収入です。営業外収益の199万8,000円は、他会計補助金として一般会計からの繰入金、今回の補正財源とするものです。

予算書2ページ以降が補正予算の説明書となっております。

なお、説明書につきましては、今回の補正に係る箇所のみを記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第12 令和8年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮内道則君） 日程第12、令和8年度施政方針と予算大綱説明を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

去る2月7日、逝去されました元山秀志副議長のご冥福を改めてお祈り申し上げたいと思います。また、残されたご家族に対しましても深甚なる弔意を捧げたいと思います。

さて、本日、令和8年、第1回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

令和8年度施政方針と予算大綱についてご説明申し上げます。

未曾有の災害から5年8か月が過ぎ、これまで復旧復興を最優先に取り組んできた各種事業が間もなく完遂を迎えます。

新たな時代に向け、未来に繋がる施策を大胆に、そして迅速かつスピード感を持って展開し、さらなる成長と発展に挑み個性輝き活力と魅力に溢れた安全・安心を実感できる町の実現を一層加速させてまいります。

それでは、予算編成規模について申し上げます。

ここでお許しをいただきたいと思いますが、数字が出てまいりますので、端数につきましては、割愛をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

令和8年度の一般会計予算総額は125億円となり、昨年と比較すると、2億円の増となりました。

歳出につきましては、普通建設事業費に8億5,000万余、扶助費に19億3,000万円余、公債費に12億6,000万円余を計上しております。

歳入につきましては、自主財源となる町税を全国的な賃金の引き上げ等により、前年度比2,000万円余の増となる21億3,000万円余を計上しました。

そのほか、国県支出金に27億1,000万円余、地方交付税による、38億7,000万円を計上しております。

以下、施策について第三次総合計画に、定めました六つの基本目標ごとに説明いたします。

第1は魅力ある仕事を創出する産業分野についてであります。

まず、農業振興につきましては、耕作支援を引き続き実施するとともに、果樹振興においては、園内道路整備や優良苗木の導入、資材費の価格高騰対策やハウス機械の導入支援を行ってまいります。

また、オリーブの実証栽培や加工販売等を含めた6次産業化を進めてまいります。

林業振興につきましては、間伐や搬出作業に加え、皆伐後の植栽や防護柵設置などを支援してまいります。

また、新たな森林管理経営制度による森林調査及び間伐業務を拡充し、自伐型林業研修を通じ担い手確保と育成に努め、持続可能な森林整備を実現してまいります。

町有林につきましては、管理基本方針を策定し、町有財産の有効活用を図ってまいります。

農地や林道などの基盤整備につきましては、補助率の見直しなど支援拡充を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、広域連絡協議会等と連携し、防除、捕獲を中心とした総合的な対策を推進してまいります。

漁業振興につきましては、ヒラメやクマエビなどの稚魚放流事業により、漁獲量の増加を図るとともに、クマモトオイスターや芦北産マガキの養殖支援、あさり貝の被覆網による資源保護への取組のほか、新たにエビの陸上試験養殖を実施してまいります。また、藻場再生の支援や海底耕うんの継続により漁場の環境改善に努めてまいります。

商工業振興につきましては、商工会が主体となって開催するあしきた花火まつりなどのイベント開催支援やプレミアム付商品券発行支援を引き続き行い、商工業の育成・強化と地域経済の活性化を促進してまいります。

企業誘致につきましては、進出企業や地域活性化企業人等と連携し、多種多様な企業の進出を促進してまいります。

また、進出企業が持つノウハウを活用したＩＴ人材育成やリスクリングに関する事業を実施し、町内企業の経営力強化と進出企業の事業成長につなげてまいります。

観光振興につきましては、町の観光ＰＲに引き続き取り組むとともに、国内観光客及び近年増加する外国人観光客のニーズ多様化に対応するため、新たな芦北町の観光商品の開発・発信力の強化を進めてまいります。

また、町内特産品を活かした他県での芦北フェア開催を通して、観光及び町内特産品のＰＲを図ってまいります。

第２に、暮らしの安全を守るインフラ分野についてであります。

消防・防災対策につきましては、引き続き総合防災力強化支援事業補助金や防災士育成事業補助金を措置し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、防災拠点センター建設のため、旧芦北消防署の解体など関連工事に着手するとともに、湯浦地区の防災拠点整備に向けた検討を行い防災体制のさらなる強化を図ってまいります。

交通基盤の整備につきましては、町道の計画的な維持修繕等を行い安全確保に努めるとともに、水俣芦北地域サイクルツーリズムの推進に伴う自転車走行空間整備事業として、指定されたルートでの安全な走行環境の整備を図ってまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を進めてまいります。

自然災害対策につきましては、各排水機場の保守点検を通じて個別施設計画を策定するとともに、急傾斜対策改良工事等に係る県営事業負担金を措置いたしました。

地域公共交通につきましては、鉄道事業者やバス事業者による交通の維持と併せ、高齢化や利用者ニーズの変化に対応すべく、ＡＩなど新たな技術を活用した効果的で利便性の高い交通システムを確立してまいります。

公営住宅につきましては、安全で快適な居住環境の維持のため、引き続き計画的な補修・更新等を実施してまいります。

水供給対策につきましては、上水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水が確保できるよう支援してまいります。

また、生活雑排水による水質汚濁防止対策につきましては、引き続き合併処理浄化槽設置に対

する支援を行ってまいります。

環境対策につきましては、家庭ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推進し、ごみの減量化対策等環境負荷の低減に努めてまいります。

水俣病関連につきましては、相談窓口業務を継続するとともに、水俣病公式確認から70年を迎えるにあたり、情報発信支援事業、もやい直し事業等を通じて、引き続き水俣病発生地域の活性化に取り組んでまいります。

第3に、健康増進と福祉の充実を図る健康、福祉分野についてであります。

健康づくりにつきましては、生涯現役・健康寿命の延伸に向け、ワンコイン健診をはじめとする各種事業を実施し、ライフステージに合わせた健康づくりを引き続き推進してまいります。

また、インフルエンザなどの予防接種費用の助成を行い、感染症の発症予防、まん延防止に努めてまいります。

母子保健及び児童福祉につきましては、それぞれの機能が一体となったこども家庭センターにより、すべての妊産婦、子育て世帯及び子どもへ、切れ目のない包括的な支援に取り組んでまいります。

また、子育て世帯の多様化するニーズに対応すべく、保育サービスの向上や安全・安心な保育環境の確保に努めるとともに、子ども医療費助成及び保育料副食費の無償化による子育て世帯の経済的負担軽減に引き続き取り組んでまいります。

なお、児童館につきましては、新たに公園としての整備に向け基本計画を策定してまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる環境を整えるとともに、避難行動要支援者の支援強化やひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報装置の貸与を行い、緊急時の迅速な対応に努めてまいります。

また、高齢者施設の移転改築等整備に対して助成を行い、介護基盤の充実と効率的な業務運営の確保を支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、心身の状況やニーズに配慮した福祉サービスの提供に努めるとともに、相談支援事業を初めとする各種事業を通じ、社会参加への機運醸成及び障がいに対する理解の促進を図ってまいります。

社会福祉につきましては、社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携して、地域の見守りを継続し、あらゆる年代層の孤立防止や健康状態の把握に努め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

第4に、誰もが学べる環境を充実する教育、生涯学習分野についてであります。

学校教育につきましては、ICT機器の活用による授業改善や基礎・基本の習得による学力の向上を図るとともに、不登校対策や特別支援教育の充実を通じて、誰一人取り残さない学びの保障に努めてまいります。

また、キャリア教育を推進し、将来を見据えた進路選択を支援するとともに、学校運営協議会を中心に地域ぐるみでの教育を進め、家庭や地域の教育力向上に取り組めます。

学習環境につきましては、体育館の空調設備や施設のＬＥＤ化など計画的な整備を行い、子どもたちの成長を支える環境づくりに努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生的な給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を提供するとともに、学校給食費完全無償化を引き続き実施し、子育てしやすい教育環境を整えてまいります。

生涯学習の推進につきましては、学校と地域の連携強化を図り、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を充実させてまいります。

総合コミュニティセンターにつきましては、世代間、地域間の交流と学びの場として、あらゆる世代が集える環境づくりを目指し、図書館やこどもの広場、町民講座及び生き生き大学の開催など、施設全体の魅力向上に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、全国大会の出場者を支援し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

文化振興につきましては、演能会や文化祭などの開催により、文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、全国大会等出場者を支援し、文化活動の振興を図ってまいります。また、引き続き佐敷東の城跡の発掘調査に取り組んでまいります。

星野富弘美術館につきましては、開館から２０周年を迎えることから、記念講演会や特別企画展を開催します。また、姉妹間である群馬県の富弘美術館と連携を図りながら情報発信に努め、詩画を通じた心の教育を推進してまいります。

第５に、参画協働のまちづくりを推進する分野についてであります。町の情報発信につきましては、まちだよりを広報あしきたに統合し、情報の集約及び内容の充実を図るとともに、防災無線、ホームページ、ＳＮＳを活用した情報提供に努めてまいります。

まちづくり支援事業については、新たに地域が行う先進的な取組への支援を強化するとともに、引き続き地域の自主的な活動を支援してまいります。

芦北高校総合支援事業につきましては、全国からの入学者募集を推進するとともに、事業者等と連携し住まい確保を支援するなど、生徒確保の取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、新たに４名の隊員を募集し、１７名の隊員による様々な活動を通じて地域の活性化を図るとともに、任期終了後の定住に向け支援してまいります。

移住定住の推進につきましては、新たに保育園留学制度に取り組み、関係人口の増加を図ってまいります。

また、移住体験住宅を拡充するとともに、町営住宅の空き室についても改修を行い、移住希望者の受入体制の充実を図ってまいります。

国際交流につきましては、設立３０周年を迎える国際交流協会と連携し、多文化共生事業を推進するとともに引き続き英国派遣事業を実施し、国際感覚豊かな人材育成に努めてまいります。

第６に、健全財政と効率行政を推進する行財政分野についてであります。

住民サービスにつきましては、窓口案内板の改修やマイナンバーカード交付申請補助端末の導

入により、手続きの効率化や住民の利便性向上に努めてまいります。

町有施設の管理につきましては、第2期芦北町公共施設等総合管理計画に基づき、的確な予防保全を行い、計画的な長寿命化対策を講じてまいります。

D Xの推進につきましては、公共施設予約管理システムを導入し、住民の利便性向上を図るほか、議会でのタブレット端末の活用など、デジタル活用によるペーパーレス化を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、地方創生のための財源確保として、町内事業者と連携し特色ある返礼品の充実を図るとともに、企業版ふるさと納税についても、地域活性化企業人を活用し企業からの支援につなげてまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、県内保険料率の統一に向けて税率の見直しを行います。

なお、18歳以下の子どもに係る均等割額につきましては、引き続き全額減免し子育て世帯の支援に努めてまいります。また、健康診査事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげてまいります。

介護保険事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、年次計画による修繕等を行い、温泉施設の長寿命化及び快適な入浴環境の維持に努めてまいります。大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設の魅力向上と賑わいの創出に取り組んでまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、向学心に富み有能な資質を有し、経済的な理由での就学困難者に対し、貸付を行ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

次に、公営企業会計について申し上げます。

水道事業につきましては、安全・安心な水道水供給のため、引き続き老朽化した水道管や施設の更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、使用料適正化の取組を進めるとともに、引き続き芦北・米田地区農業集落排水処理施設の更新工事を実施してまいります。

以上、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和8年度の予算総額は、196億3,288万円となります。

結びに、本町を取り巻く環境は、人口減少や物価高騰などの社会的課題も含め、依然として厳しい状況に直面しております。

しかしながら、地方の発展なくして国の繁栄なしの信念のもと、町民の安全・安心な暮らしのため尽力して参る所存でございますので、議会並びに町民の皆様のご協力、ご支援をお願い申し

上げる次第であります。

最後に、今議会は、議員各位におかれましては、任期最後の議会となります。

これまで各種施策にスピード感を持って取り組むことができましたのも、議員各位のご理解とご協力があったからであります。深く御礼申し上げる次第であります。

今限りで勇退されます皆様には、心からの労いと深甚の感謝を申し上げます。また再出馬される予定の皆様には、再選を目指して奮闘されんことを祈念申し上げ、結びとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） ここでしばらく休憩します。11時25分から会議を再開します。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————  
休憩 午前11時16分  
再開 午前11時25分  
————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

第13 議案第3号 令和8年度芦北町一般会計予算

第14 議案第4号 令和8年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第15 議案第5号 令和8年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第16 議案第6号 令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第17 議案第7号 令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第18 議案第8号 令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第19 議案第9号 令和8年度芦北町水道事業会計予算

第20 議案第10号 令和8年度芦北町下水道事業会計予算

第21 議案第11号 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について

第22 議案第12号 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について

○議長（宮内道則君） これから日程第13、議案第3号「令和8年度芦北町一般会計予算」から日程第22、議案第12号「芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案につきましては、先ほどの日程第12令和8年度施政方針と予算大綱説明で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申があつておりますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第12号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告をお願いします。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第23 議案第13号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第23、議案第13号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

鳥居健康福祉課長。

○健康福祉課長（鳥居佳史君） 議案第13号、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、関連する条例を一括して改正するものでございます。主な改正についてご説明いたします。

第1条は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務などの改正を、第2条は地域限定保育士制度に関する改正を行うものです。

第3条は、芦北町家庭的保育事業等に関わる園児の健康診断に関する改正を行い、第4条は、法律等の改正に伴う用語の整理などを行っています。

第5条は、芦北町子ども子育て会議条例の一部改正を行うもので、町が保育所等における虐待に対する指導措置を講じたときの報告先として、子ども子育て会議を位置づける改正を行うものです。付則としましてこの条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は、原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

#### 第24 議案第14号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第24、議案第14号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第14号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、職員の町内居住を促進し、本町への定着を図るとともに、緊急時における一層の体制強化を図ることを目的に行うもので、住居手当を受給している職員のうち、町内に居住する職員は5,000円を、町内に居住する職員で入庁3年目までの職員は1万円を追加して支給するものです。

付則としてこの条例は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

百田君。

○1番（百田翔吾君） この条例改正はとてもいいことだと個人的に思っておりますが、これに該当する職員の数は何人中何人ぐらいになるのか教えていただければと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 今回の加算対象につきましては、211人の職員のうち45名の職員が対象となります。割合としましては約21%の割合となります。以上です。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第25 議案第15号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第25号、議案第15号「芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

内田税務課長。

○税務課長（内田照也君） 議案第15号、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども子育て支援納付金制度の創設に伴う子ども子育て支援金分課税の追加と、令和12年度を目標に県が進める保険料水準の統一に向け税率を段階的に見直す必要があることから芦北町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、まず第2条第1項に、子ども子育て支援納付金を追加し、第2項では医療分基礎課税額の上限を66万円から67万円に引き上げ、第5項では、子ども子育て支援納付金課税額の算定方法を追加し、上限額を3万円とするものです。

次に、第3条第1項から次の2ページになりますが、第9条の2までは記載のとおり税率の変更を行い、第9条の4から第9条の6では、子ども子育て支援納付金の所得割税率を0.25%、被保険者均等割を1,200円、18歳以上被保険者均等割額を20円とするものです。

次に、第23条第1項では、国民健康保険税の軽減額を規定し、5割軽減の判定額を30万5,000円から31万円に引き上げ、3ページになりますが、2割軽減の判定額を56万円から57万円引き上げ、軽減措置の拡充を図ります。そのほか条文条項の整備を行っております。

なお、詳細な内容につきましては、先般開催されました全員協議会において、ご説明させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

付則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するもので、第2項は適用区分となっております。なお提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第15号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第26 議案第16号 芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第26、議案第16号「芦北町一般廃棄物の処理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

窪田住民生活課長。

○住民生活課長（窪田和彦君） 議案第16号、芦北町一般廃棄物処理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、町指定ごみ袋の金額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容として物価高騰により町指定ごみ袋全6種類について、1袋当たりそれぞれ2円増額するものです。

詳細につきましては、全員協議会で説明させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

付則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第16号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第27 議案第17号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第27、議案第17号「芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。才保上下水道課長。

○上下水道課長（才保親哉君） 議案第17号、芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、芦北町使用料等審議会の答申を踏まえ、将来にわたり安全で快適な下水道サー

ビスの提供を維持することを目的として、使用料の改定を行うものです。

改定内容としましては、基本料金を月額で1, 100円から1, 430円に使用水量の料金を1立方メートル当たり110円から143円に改定するものです。

なお、この件につきましては、2月24日開催の全員協議会で説明をさせていただいております。付則として、この条例は令和8年5月1日から施行し、改定後の料金は令和8年6月請求分からとする経過措置を設けています。なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

楠原君。

○2番（楠原清照君） 全員協議会でもお願いしておりましたけれども、この値上げにつきましては町民生活に非常に直結いたしますので、十分な後の説明等をよろしく願いしておきたいと思えます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第28 議案第18号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第28、議案第18号「芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。才保上下水道課長。

○上下水道課長（才保親哉君） 議案第18号、芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、芦北町使用料等審議会の答申を踏まえ、将来にわたり安全で快適な下水道サービスの提供を維持することを目的として、使用料の改定を行うものです。

改定内容としましては、合併浄化槽の5人槽から40人槽区分までの金額を、それぞれ記載のとおり改定するものです。

なお、この件につきましては2月24日開催の全員協議会で説明をさせていただいております。

付則としてこの条例は令和8年5月1日から施行し、改定後の料金は令和8年6月請求分からとする経過措置を設けています。なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第18号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は原案のとおり、可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

## 第29 議案第19号 芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第29、議案第19号「芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田鉄也君） 議案第19号、芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は令和3年から鶴木山地区に整備を進めておりました鶴木山小浦復興公園が令和8年3月に完成することから、別表に追加するものです。

付則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第19号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第30 議案第20号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第30、議案第20号「芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 議案第20号、芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、芦北町消防団の定員及び報酬を改正するもので、消防団の定員を現在の団員数やこれまでの推移を踏まえ、520人から490人に改正するとともに、団員の処遇改善のため、操法訓練に対する出動報酬を規定し、操法訓練1回につき選手に対し2,000円、補助員に対し1,000円を支給するものです。

付則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第31 議案第21号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第31、議案第21号「芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

梶商工観光課長。

○商工観光課長（梶 浩之君） 議案第21号、芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、物価高騰等による御立岬公園運営費の増加に伴い、料金体系を見直すため条例の一部を改正するものです。

マリンハウス、ログハウスの宿泊施設、釣り場やゴーカート場等の遊具施設の料金見直し等を行っており、駐車場については海水浴シーズン以外のイベント時にも料金徴収できるよう規定を追加しております。具体的な改定額等については記載のとおりです。

付則として、この条例は令和8年7月1日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第32 議案第22号 芦北町移住体験住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第32、議案第22号「芦北町移住体験住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。

田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 議案第22号、芦北町移住体験住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

今回の改正は、移住体験住宅利用者の受け入れ環境の充実を図るため、現在の田浦移住体験住宅に加え、女島住宅の1戸を新たに移住体験住宅として利用できるようにするものです。

なお、付則としましてこの条例は令和8年4月1日から施行することとし、併せて芦北町一般住宅等使用料条例から女島住宅（3K）の項を削除することとしております。

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第22号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決しました。

————— ○ ————— ○ ————— ○ —————

### 第33 議案第23号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第33、議案第23号「芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。

田代企画財政課長。

○企画財政課長（田代 忍君） 議案第23号、芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年に策定されました当計画が令和7年度で終了することに伴い、令和8年以降の計画の素案を作成しましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回策定します芦北町過疎地域持続的発展計画は、熊本県過疎地域持続的発展方針を踏まえた上で、第3次芦北町総合計画や芦北町人口ビジョン、第3期芦北町総合戦略との整合性を確保し、地域の持続的発展に資する施策を総合的かつ体系的に展開する内容としております。

また、これまでの計画を踏襲しつつ、過疎対策事業債などの様々な国の支援措置を活用し、計画的かつ効果的に施策を推進していくこととしており、詳細につきましては、先に開催されました全員協議会にて説明を申し上げたとおりでございます。提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。これから議案第23号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前11時46分

# 芦北町議会定例会会議録

令和8年3月12日（木）



## 令和8年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月12日

午前10時 開会

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

#### 第1 一般質問

（散 会）

### 2 出席議員（9人）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 百 田 翔 吾 君  | 2 番 楠 原 清 照 君  |
| 3 番 長 口 隆 君    | 5 番 坂 本 登 君    |
| 8 番 草 野 安 道 君  | 9 番 宮 尾 秀 行 君  |
| 10 番 川 尻 成 美 君 | 11 番 寺 本 修 一 君 |
| 14 番 宮 内 道 則 君 |                |

### 3 欠席議員（2人）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 6 番 寺 本 順 一 君 | 7 番 白 坂 康 浩 君 |
|---------------|---------------|

### 4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 竹 崎 一 成 君        | 副 町 長 松 本 俊 造 君       |
| 教 育 長 岩 田 繁 義 君      | 総 務 課 長 池 田 康 浩 君     |
| 企画財政課長 田 代 忍 君       | 税 務 課 長 内 田 照 也 君     |
| 住民生活課長 窪 田 和 彦 君     | 健康福祉課長 鳥 居 佳 史 君      |
| 農林水産課長 福 田 鉄 也 君     | 商工観光課長 梶 浩 之 君        |
| 建 設 課 長 平 田 秀 臣 君    | 上下水道課長 才 保 親 哉 君      |
| 教 育 課 長 宮 島 昭 典 君    | スポーツ・文化振興課長 溝 俣 圭 一 君 |
| 会計管理者兼会計室長 山 下 博 章 君 |                       |

### 5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 議会事務局長 岡 田 謙 治 君 | 次長（課長補佐） 鎌 田 富士夫 君 |
|------------------|--------------------|

令和8年第1回芦北町議会定例会

一般質問通告書

| 質問<br>順番 | 質問者  | 質問事項                            | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                       | 質問の相手                |
|----------|------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1        | 楠原清照 | 1 来たるべき町議選を踏まえ、わが町における選挙運営等について | <p>① 前回の町議選における投票率はどのようなものだったのか。</p> <p>② 先般の衆議院議員総選挙におけるわが町の投票率はどのようなものだったのか。</p> <p>③ 今回の3月に行われる町議選において、「選挙公営制度」は具体的にどのように運用されることになるのか。</p> <p>④ 投票率向上や選挙運営の改善に対し、どのように取り組んでいるのか。</p> <p>⑤ 今後の選挙運営の在り方について、どのようにとらえているのか。</p> | 町長及び<br>担当課長         |
|          |      | 2 老朽化した空き家に対する対策について            | <p>① 町内において、老朽化した空き家の現状は把握しているのか。</p> <p>② 老朽化した空き家の解体に対して、町の支援はどうか。</p> <p>③ 新町地区にあった老朽危険家屋について、解体までの経緯はどのようなものだったのか。</p>                                                                                                      | 町長及び<br>担当課長         |
| 2        | 坂本 登 | 1 健康寿命について                      | <p>① 健康寿命と平均寿命の違いは何か。またそれぞれの平均年齢は何歳か。</p> <p>② 健康寿命を延ばすために運動・食生活・コミュニティ活動が大切と思うが、町はどのように考えているのか。</p> <p>③ 健康寿命に筋トレがもたらす影響は大きいと思うが、町は主な効果をどう考えているのか。</p> <p>④ 町営トレーニング施設の必要性をどう考えているか。また作る考えはないか。</p>                            | 町長、教育<br>長及び担当<br>課長 |

| 質問<br>順番 | 質問者  | 質問事項                             | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                      | 質問の相手     |
|----------|------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 3        | 百田翔吾 | 1 人口減少時代における持続可能な学校運営体制の将来設計について | <p>① 児童生徒数の減少に伴い学校の小規模化が進む中、現在どのような課題を認識しているのか。<br/>また、小規模校ならではの良さを活かしつつ、教育環境の充実と、将来にわたって学校を維持していくために、どのような工夫や取り組みを行っていく考えか。</p> <p>② 他市町村においては義務教育学校化など多様な教育モデルが採用されているが、そのような計画や検討はあるのか。</p> | 教育長及び教育課長 |

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。白坂君、寺本順一君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

## 第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は、3人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来通り補助質問を含めまして30分以内に制限します。それから一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。

質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。また、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは順番に発言を許します。

初めに楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、21議会連続、54項目55項目目となります2つの質問を、2期目、通算5年3ヶ月、最後の一般質問として、只今からさせていただきます。

先の衆議院議員総選挙は高市首相信任選挙とも呼ばれましたが、結果は高市自民党の1人勝ちで終わりました。過去を振り返ってみますと、石破政権時代の2024年10月17日、第50回衆議院議員総選挙では、自民党・公明党から成る連立与党は、公示前に247議席から191議席へ議席を激減させ大敗。自公連立政権としては、15年ぶりに過半数を割り込んだわけでございます。ところが今回は、自民単独圧勝、定数465のうち単独3分の2を超える、316議席を獲得するという結果となったわけでございますので、世の中わからんもんでございます。

私は、この数年の国際情勢の激変や国政のこのような浮き沈みの激しいジェットコースターぶりを見るにつけ、だからこそ、我が町はぶれることのないしっかりした行政運営をしておかねばならないということを、一般質問するたびに、その冒頭において常に強調してきたわけであります。

そして実際に我が町は行政にあつては、竹崎町長のもとに安定した行財政運営がなされており、一方で議会においては、宮内議長のもとで、常に品を保ちつつ、執行部に対して、是は是、非は非の立場で対処して参りました。

議員間におきましても、醜い不毛な政争はなきに等しく、新聞沙汰も珍しくない近隣自治体の議会と比較したとき、極めて安定した建設的で理性のきいた議員全員が協力し合う議会

運営が、先代の宮尾議長、現在の宮内議長のもと、なされておるわけでございます。

特に、宮内議長が提唱され実施されておる本議会前に必ず議会全員協議会を開催する議会運営方式により、執行部のこれから取り組むべき行政上の重要案件などを言葉でしっかり説明されていることで、本会議の議事進行の円滑化が図られておりますし、議会内の今日的諸課題や議員間の意思疎通を図る場となっており、我が議会の運営の安定化と効率化に、非常に大きな効果を発揮しておるのではないかと高く評価しておるところです。

そのわが町議会の一般選挙が来たる3月24日告示、同29日投開票の日程で、実施は予定されております。私の過去の選挙関連の一般質問を振り返ってみますと、まず令和3年（2021年）3月議会において、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う町の対応について、また令和4年（2022年）3月議会では、各種選挙の投票率向上について質問を行わせていただいております。

令和3年の時はですね、翌令和4年3月の町議一般選挙から公営選挙を導入する予定を聞き及びましたことから、公営選挙の概要等につきまして質問をさせていただきました。

令和4年の時は、この時も今回同様、町議選直前でありまして、主に若い世代の投票率向上問題や投票所における新型コロナウイルス感染対策を取り上げさせていただきました。

したがって、今回が選挙に関する3回目の一般質問となるわけでございます。

特に今回の町議選におきましては、議員定数がこれまでの14人から12人へ2人減少する中で、去年2月の岡部議員の御辞職または元山前副議長の早過ぎるご逝去や、多くの現職議員がご勇退の一方で、それ以上の新人の大量出馬もまた予定されているようでございまして、どうやら定員割れ・無投票の最悪の事態は避けられ、選挙となるような様相を呈しておりまして、ここに来て一気に町民の関心も高まっているようでございます。もうヘルシーパークに行っても、サウナ風呂でゆっくりしていてもですね、道端で町民にあっても、とにかくどこに行っても誰にあっても、選挙の話題になってしまうわけでありまして。

このようなタイミングでございますので、今回はその選挙の運営等に関する質問をすることで、広く選挙に関する正しい情報を提供していただくとともに、町民の政治的な関心をより高め、少しでも投票率の向上に資することができればとの思いから質問をさせていただきます。

通告書1来たるべき町議選を踏まえ、わが町における選挙運営等について質問します。

①前回、町議選における投票率はどのようなものだったのか、②先般の衆議院議員総選挙における我が町の投票率はどのようなものだったのか、③今回の3月に行われる町議選において、選挙公営制度は具体的にどのように運用されることになるのか、④投票率向上や選挙運営の改善に対し、どのように取り組んでいるのか、⑤今後の選挙運営のあり方についてどのようにとらえているのか、この5点について質問をさせていただきます。

次の質問に移ります。

私は令和5年3月議会におきまして、老朽化等の空き家対策について一般質問をさせてい

いただきました。この質問のきっかけになったのは、ある地区の区長さんからの相談です。

地区内に1軒の空き家があるが、家は荒れ果て、一部はすでに崩れ落ちてきている。その崩れ落ちた方向に隣接する家の方が不安がっている。所有者は他県に居住しているが、なかなか連絡が取れないし、対応する気も薄いようで、目の前の危険をどうにかできないかという、実に切実なご相談だったわけです。

このとき私は、行政の危険家屋に対する現状把握や解体に係る助成措置などについて質問をいたしました。町長も今日的課題であるとして、しっかり取り組んでいくとご答弁されております。私は環境維持のためには、伝家の宝刀、行政代執行を躊躇することなく取り組んで欲しいとお願いして質問を終わったところでございました。

したがって今回はこの老朽危険家屋関連では2回目の質問となります。今回の質問のきっかけも住民相談からのものでございます。今度は佐敷新町の住民の方からのご相談でした。去年、令和7年7月25日のことでございます。内容は今話をしました前回の事例とほぼ同じでありまして、空き家が放置されたままになっており、荒れ果て持ち主もわからない。持ち主を調査し、解体を促して欲しいというものでした。私はこの相談を受けて直ちに現地調査を行いました、それはもう唖然とするほどの荒れようで、非常に危険な状態だったわけでございます。前回ご相談案件との違いは、今回は表通りにある建物であって、非常に目立っており、危険性はもちろんのことですが、地域の景観を大きく損ねていたことです。建設課に協議しましたところ、すでにその案件は把握しており、相続人も特定するところまでできたが、面談することができないので、接触を試みているという当時のご回答でございました。ところがこの建物は、そのご相談から1週間後には脆くも崩れ落ちてしまいまして、びっくりしたことを思い出します。また対応が間に合わなかったことに、一抹の無念さを感じたわけでもあります。

しかし結果的にはですね、ご当局のご尽力により何とか解決したようでございまして、現状は撤去整地され、安堵しているところでございます。実は10数年前、私がまだ住民生活課長時代に私自身がこの老朽危険家屋案件を経験しております。ひと手間もふた手間もかかるその対処の難しさを身をもって知っておるわけでございます。

当時は住民生活課の環境部署が所管していたわけでありましたが、法的にも整備が追いついていない時代でありました。しかし、危険の除去と住環境の改善の名のもとに、その時の部下だった長崎十三男君がですね、その主任として相当に頑張ってくれまして、県外にいる相続人の特定はもちろんのこと、隣の地主さんに土地を譲渡した後、その地主さんが解体するという、このようなスキームを作り上げるところまで、行政支援として行ったわけでありまして。法的にある程度整備された現在におきましても、老朽危険家屋への行政の対応はなかなか一筋縄では参りませんが、全国的にも大きな問題となっておるようでございますので、今回4年ぶりに改めて行政の指導と姿勢を問うとともに、住民のさらなる理解と協力、そして連携を深めることは極めて大事なことでないかとの観点と、今月末には平田建設課長がご

退職ご予定ということでございますので、この議場での質問を最後の花舞台とさせていただきます。

それでは、以下質問をさせていただきます。通告書 2、老朽化した空き家に対する対策について質問します。町内において、老朽化した空き家の現状は把握しているのか。

②老朽化した空き家の解体に対して、町の支援はどうなっているのか。③新町地区にあった老朽危険家屋について、解体までの経緯はどのようなものだったのか、この 3 点についてお尋ねしたいと思います。

以上通告書 1 と 2 の質問に対しご答弁をお願いいたします。これで壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。なお、今回は、内田税務課長も定年を迎えられ、課長職を退くと聞き及びましたので、記念質問を何度も打診しましたが、申告業務で忙しいと言われまして、遠慮しなくていいと申し上げましたが、確かに私も 2 年間でですね税務課長をしておりますですね、この時期の大変さはわかっておりましたので、大変残念でございましたけど、了解したところでございます。これはですね、機会を改めまして新税務課長へ質問させていただこうと考えているところでございます。当然私がですね、選挙に立候補し当選したならばの仮定の話でございます。

さて、毎回執行部をお願いしておりますけれども、ご答弁にあたりましては、はっきりゆっくり大きな声で傍聴席の隅々までしっかり伝わりますよう、心のこもったご答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 楠原君の 1 回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

楠原議員の今期最後の熱のこもったご発言でございましたけども、遺憾ながら、具体的な答弁となって参りますので、担当課長に答弁させますので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） 質問の主題 1 の①及び②についてお答えいたします。

前回の令和 4 年 3 月 27 日執行の町議選の投票率は 71.17%でした。また、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙の投票率は 61.66%でした。

次に、③の質問についてお答えいたします。芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の経費について、町議選において、72万838円を限度として公費で負担します。具体の運用につきましては、レンタカーやポスターの費用など候補者と事業者間の契約に基づき、町が直接事業者を支払います。なお、供託物没収点を満たさない候補者の場合は、公費負担の対象とはなりません。

次に、④の質問についてお答えします。投票率向上につきましては、児童生徒の段階から選挙に関心を持たせるため、町内小中学校に対し明るい選挙啓発コンクールの作品募集を毎

年行っております。

また、投票年齢が18歳に引き下げられた平成28年から芦北高校3年生を対象に選挙啓発活動や、啓発チラシの配布を行っていることに加え、選挙期間中、道の駅でこぼんなどにおいて、投票日を周知するアメニティグッズを配布するなどの啓発活動を行っております。

その他、広報あしきた・まちだより・防災行政無線により、期日前投票の実施、投票日の周知を適宜行っております。選挙運営の改善の取組につきましては、有権者の減少に伴う投票立会人の確保や長時間の投票所立会いなどの課題があったことから、その解決のために地域と合意形成を図りながら、投票所を37箇所から26箇所に統合し、それに伴い移動期日前投票所の開設を行うとともに、投票時間の繰り上げなど改善を図ってきたところです。次に⑤の質問についてお答えします。選挙は公平公正を遵守しつつ、いかなる過誤や不正も許容されない制度であります。それを基本に据え、今後も地域との合意形成の上、小規模投票所の統合や移動期日前投票所の設置、投票時間の繰り上げなど、引続き取り組んで参ります。

また、投票機会の向上を図るため、期日前投票所の増設や共通投票所の設置など他自治体の取り組み事例なども参考にしながら、投票所の利便性及び投票率の向上を図る取組について検討を進めて参ります。以上です。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） 質問の主題2の①についてお答えします。

老朽化した空き家の現状につきましては、令和7年度に職員による調査を行い、家屋小屋も含め109件を危険性の高い建物として把握しています。

次に②の質問についてお答えします。解体による支援としましては、令和4年度に町独自で補助要綱を定め、解体費用の2分の1上限50万円の補助制度を創設しております。令和5年度からは町の空き家等対策計画を策定することにより、国の交付金を活用して支援しており、これまで31件、1,487万円の補助実績となっています。次に③の質問についてお答えします。解体までの経緯としましては、令和7年5月に近隣住民の方から、建物危険性に関する相談があったため、現地確認を行いました。建物に関しましては、所有者が死亡しており、相続人も不明の状態にありました。相続人調査の間、建物裏側の一部が、腐食により崩れ近隣への影響も懸念されたことから、芦北町空き家等対策に関する条例に基づき、緊急措置として、落下物の移動及び安全保護のためのカラーコーンを設置しました。その後、5月中には相続人が特定できたため、周辺住民の不安や建物の状況を伝えるとともに、解体を含めた今後の相談について電話相談や訪問を行っております。

結果として、相続人の理解を得ることができ、11月に相続人によって、当該空き家の解体が実施されたものです。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、通告書1について再質問を行います。総務課長にお尋ねいたします。

まず、近年の町長選挙及び町議選挙の投票率の推移は、どうなっているのか、また同じく期日前投票の投票率推移はどうなっているのか、少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。まず、町長選挙から申し上げます。

令和2年12月27日執行の前々回の選挙の投票率は、71.54%。期日前投票率は15.05%です。令和7年1月19日執行の前回の選挙の投票率は56.34%、期日前投票率は15.5%でした。次に、町議選を申し上げます。令和2年12月27日執行の前々の補欠選挙の投票率は、71.54%、期日前投票率は15.05%。令和4年3月27日執行の前回の選挙の投票率は71.17%。期日前投票率は15.73%となっております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、前回町議選におきます、ちょっと詳しくなりますけど年代ごとの有権者数、投票者数、投票率というものをわかっていたら教えてください。

できるだけゆっくりご答弁をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えします。令和4年3月27日執行の前回の町議選において、年代別で集計しておりますので申し上げます。有権者数、投票者数、投票率の順で申し上げますが、投票率につきましては、わかりやすく小数点以下を丸めて申し上げます。

まず10代でございます。有権者数220人の投票者数123人、投票率56%。20代、791人の386人、49%。30代、1,153人の694人、60%。40代、1,482人の975人、66%。50代、1,844人の1,384人、75%。60代、2,800人の2,351人、84%。70代、2,740人の2,330人、85%。80代、2,226人の1,514人、68%。90代以上、770人の224人、29%。全体で申し上げますと、有権者数14,026人、投票者数9,983人。投票率は71.17%となります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 詳しいご答弁をありがとうございます。

ご答弁にですね、供託物の没収点を満たさない候補者の場合という、このようなご答弁がありましたけれどもその数はどのような計算式に基づくことになりますでしょうか。教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

今回の3月29日執行予定の町議選の場合で申し上げますと、有効得票数を議員定数の12で割った数の10分の1の数となります。なお、小数点以下は切り捨てとなります。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ということはですね、前回の町議選挙における投票総数、これは9,983人なんですけれども、仮にこれをすべてですね、有効投票総数として、ざっと計算しますと、この有効投票総数9,983人であるならばこれの割るの議員定数12、割るの10で、約83票となりますから、これ未満だと没収ということになるのかなと思います。

そういうことで理解しました。

次に、投票所の投票繰り上げ時間及び移動期日前投票所の運用はどうしているのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

まず移動期日前投票所につきましては、令和6年3月24日執行の熊本県知事選挙から実施しております。

巡回先投票所は7箇所であり、投票者数は102人で行いました。先の令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙では、5回目の移動期日前投票所の実施となったところです。

巡回先投票所は16箇所に増加し、投票者数は163人となっております。次に、投票時間の繰り上げについてですが、本町では、投票時間を午後7時までの1時間繰り上げを基本としております。さらに繰り上げを行っている箇所数を申し上げます。

平成17年、合併時は、全投票所37箇所において、2時間繰り上げが5箇所、3時間繰り上げが3箇所でありましたが、現在におきましては、全投票所を26箇所、2時間繰り上げが9箇所、3時間繰り上げが10箇所、4時間繰り上げが1箇所とこれまで改善を図ってきたところです。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 再質問の最後になりますけれども、選挙管理委員会の選挙において担う、そもそもの責務についてご答弁をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 池田総務課長。

○総務課長（池田康浩君） お答えいたします。

選挙管理委員会は、民主主義の根幹である選挙を公平で公正に実施し、有権者が自由に意見を表現し、その内容が正しく反映される環境とともに、選挙によって選ばれた代表者が政治を行うという仕組みを継続的に整える重要な責務を担っております。

今後も地域の声を取り入れながら、選挙制度の適正な執行に努めて参ります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁本当ありがとうございました。

それではこの質問の1をまとめてみたいと思います。私は今回なぜ再質問において、先の衆議院議員総選挙と前回の町議選の年代ごとの有権者数、失礼しました、衆議院選挙じゃなくて、前回の町議選の年代ごとの有権者数・投票者数・投票率を事細かに答弁してもらった

かと申しますと、その答弁された数値にこそ、我が町の有権者の投票行動などが凝縮して詰まっております、課題もはっきり見えてくると思ったからでございます。

前回の町議選での投票率は一応71.17%と、何とか70%台を保っておるようでございます。そして20代から70代まで、上の代に行くほど投票率は上昇している傾向であることがわかりました。答弁であった年代別投票率を復唱しますと、町議選ですね、10代、56%。20代49%、30代が60%、40代が66%。50代、75%、60代、84%、ピークは70代の85%。80代が68%、90代が29%となっております、10代20代が極めて低い投票率にとどまっていることがわかります。

もともと有権者数が10代、20代で1,011人に対し、60代で2,800人、70代2,740人。80代でも2,226人、合計で7,766人に達しているわけでありますから、若い世代は分母である有権者が少ない上に投票率も低いという傾向が、はっきりあらわれておりまして、これでは選挙による民意の反映という点において、高齢者の世代に勝つわけがありません。逆に言いますと、選挙における高齢者の影響力はいまだ非常に大きいものがあるということでございます。

結局、10代20代の投票者数実績はたった509人だったわけであります。これは仕方のないことなのか、私は由々しき事であろうと思います。

なぜなら、選挙権がわざわざ18歳まで引き下げられて、有権者教育、民主主義教育もそれ相応になされているにもかかわらず、それが投票行動にあまり現れていないと思うからです。

確かに18歳19歳の投票率はですね、20代よりは高く、多少の教育の効果が出ていると読み取れますけれども、低い投票率であることには変わりありません。何事も最初は肝心と申します。選挙権を得た段階で投票行動を行う習慣と申しますか、その癖をつけるためにも、この年代に対して集中した啓発活動が必要なのではないかと思うところです。

学校教育における有権者教育に選管ももっと関わりを持ち、学校との連携を深め、20代までの若者投票率を上げる取組を望みます。

公営選挙関連では、私たちは選挙説明会で説明を受けていますが、一般の町民はほとんど知らない世界でありますので、あえて質問し答弁していただきました。うぐいす嬢、すなわち車上運動員だけは、日当上限は2万円だったと思いますけれども、ほぼ自費で対処、対応しなければならないことがわかりました。去年の町長選挙では竹崎町長の陣営はですね、うぐいす嬢ならぬカラスボーイがですね、頑張りました。

最終日あたりになるとプロ顔負けのアナウンスでレベルが格段に上がっておりまして、感心したことを思い出します。また投票所の長時間開設につきましてはですね、立会人や投票事務者の健康問題、高齢化しておりますのでね、やっぱり、そこら辺の問題がありますもんですから、まだまだ改善する余地がありはしないかとの声もあるわけでございます。

実際に最後の1時間で、今だにですね数人しか来ないところもありますので、まっ相当

ご努力なっておりますけれども、さらなる時間短縮の取組を望むものです。

一方で、期日前投票や移動期日前投票所の充実はですね、これからも図られまして、投票率が落ちないような取組も要望しておきたいと思います。今回の町議選では、先ほど申し上げました通り、新人の方が多数出馬を考えられておられるようでございます。

一方でご勇退なさる現職議員もおられます。去年2月にご辞職なさった岡部さん、辞職後1年も経ってから言うのもなんですけれども、長い間女性代表として、また身障者代表として半世紀の間頑張ってこられました。本当にお疲れ様でございましたと申し上げたい。

また志半ばで亡くなった元山前副議長。本当に無念であったと思いますけれども、どうかこれからも天国から我が町をお守りいただきたいと思います。ありがとうございました。

今回でご勇退なさる議員の皆さん、ここで誰とは言いませんけれども、本当にこれまで長い間お疲れ様でございました。いろいろありましたけれども、それぞれが立派に役割を果たしてこられました。本当に寂しい思いでいっぱいでございます。

新人の皆さんもひょっとして傍聴席に何人か来ておられるかもしれませんが、頑張っていたきたいと思います。

選挙がない昔の時代は、場合によっては合戦して白黒をつけて、命のやりとりをしたわけでありまして、民主主義の時代である現代では、命は取られません。現代の選挙はいうなれば祭りとなつてしまっているようにあります。選挙が祭りならば、選挙期間中は晴れの日なのであり、町民みんなワクワクし、立候補者はハツラツとして町民にアピールしなければなりません。来たるべき町議会議員選挙のご検討を祈ります。正々堂々と戦いましょう。

私ももちろん出馬いたします。町長のご所見をお願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この選挙の運営に当たりましてはですね、関係課に完全な選挙事務をやらせようということですね、そのたびに指示しております。

通常の事務は、人間だから間違いもたまにあるだろうということですね、許容される部分もあるわけですが、この選挙事務に関しては、完璧な仕事をせよと言っております。

例えば投票用紙の持ち帰りであるとか、二重投票であるとかですね、或いは代理投票であるとか、そういった事件が全国で発生するわけです。そのたびに新聞に大きく取り上げられ、メディア、テレビ等でもですね、放映されるわけですが、そういうことは絶対やってはならん、これだけは許さんという姿勢で臨んでおります。ご理解をいただきたいというふうに思っております。投票行動につきましては、世代によりまして、差があります。特に若い方の懸念を先ほど指摘されました、全国的な傾向であります。特にZ世代と言われる人たちがですね、少ないわけですが、若年層が若干ですね、上がっているところもあるわけですが、SNSの影響があるというふうにですね、そういうような解説をされる方もおられますけれども、今後も先ほど総務課長が申し上げましたように、投票率を上げるために、民主主義の根幹でありますので、しっかりとですね、これには啓発、取り組んで参

りたいというふうに思います。

なお、気合いの入ったご質問でございましたが、武士道を垣間見るような発言でございました。これからも選挙に出られる方は違反のないように、公平な選挙に臨んでいただきたいと思います。はい。皆さん方の無事のご当選を祈念するものでございます。

以上であります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご激励ありがとうございます。

私も侍魂ですね、頑張りたいと思います。すいません。引き続き、通告書2について再質問いたします。建設課長にお尋ねいたします。

現地調査を実施した後の対応策についてはどのように取り組むのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。今回調査しました危険度の高い空き家につきましては、職員により現地の目視点検などを実施する予定でありまして、点検した結果につきましては、必要に応じて家屋の所有者に報告するなど取り組んで参ります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に令和7年度調査内容で危険性の高い建物がですね、109件とご答弁がありましたけれども、地区別ではどのようなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。田浦地区が19件。佐敷地区が40件。吉尾地区が16件。大野地区は6件。湯浦地区が28件の合計109件となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に解体の補助対象実績につきましてですね、年度ごとにその件数や補助金額を教えてください。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。これまでの実績であります、令和4年度は2件実施し、補助金が100万円。令和5年度は11件実施し、補助金が526万8,000円。令和6年度は10件を実施、補助金が463万円。令和7年度におきましては、これまで8件実施し、補助金が397万2,000円となりました。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次に近隣市町村ですね、解体補助の状況はどうなっていますか。また、補助限度額や補助率についても教えてください。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。

近隣自治体の状況としましては、水俣市は補助率、補助上限ともに本町と同じでありまして、補助率は対象事業費の2分の1。上限50万円です。八代市につきましては、補助率3分の2。補助上限は60万円となっております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） そのですね、対象家屋ですね、これの対象事業費、その財源などはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。補助対象の家屋は概ね1年以上使用されておらず、今後も使用する見込みのない住宅で、職員による事前調査により一定の点数を超えた家屋が対象となります。また、事業費は基礎部分を除く解体費用の消費税抜きの額となります。

次に、補助事業に対する財源としましては、町負担金の2分の1を国の社会資本整備総合交付金を活用しております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 最終的な話ですけど、行政代執行などの措置も視野に入れているのかどうか、お答えください。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。危険性のある空き家対策につきましては、関係法令に基づき、段階的に文書による助言・勧告・指導などを行いますが、それでも所有者が対応できない場合は、行政代執行を視野に入れ対応することとなります。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 最後の質問になりますけれども、補助事業の周知方法についてはどのように行っていますか。

○議長（宮内道則君） 平田建設課長。

○建設課長（平田秀臣君） お答えします。現在はホームページによる事業概要や関係書類を掲載しております。また個別の相談に対しても情報提供を行いまして、事業実施に結びつけています。今後は今回調査した空き家調査についても、解体を含めた対策が必要と判断された場合は、所有者に結果内容を含め、補助事業の案内をするとともに検討して参ります。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。それでは質問2をまとめてみたいと思います。空き家問題は所有者個人の問題であると同時に、地域の安全や景観さらにはまちの活力にも変わる大きな課題であります。国におきましても、老朽空き家対策は2023年12月改正空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法の施行を機に、従来の所有者への指導から、行政による積極的な介入、解体、利活用へと大きくかじが切られております。

また2025年度はそのモデル年度にも、位置付けられておるわけでございます。

したがいまして、この法の本旨に基づきまして、わが町におきましても、1個人の問題であるということはそうなのでありますけれども、大きな地域課題、行政課題として一肌も二肌も脱いでいただきまして、今後も積極的に関わって欲しいと強く願うものです。

本日はその空き家の問題の中でも特に、建設課所管の老朽危険家屋に的を絞って質問をさせていただきましたが、人口減少が進むこれからの時代において、地域の資源としてどのように活用していくのかという視点も重要になると思うわけであります。

企画財政課などではそのような観点からのお取り組みをですね、推進されておるようでございますけれども、建設課と企画財政課など横の連携も強化されまして、この空き家問題に有機的に対応していただきたいをお願いをしておきたいと思ひます。

また地方自治の主役は言うまでもなく、町民の皆様であります。私たち議会と執行部が知恵を出し合いながら地域とも連携を深め、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが何より大切であろうかと考えております。

最後になりますが町長のご所見をお願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 合併前の話になりますけれども、私の方が役場にですね、自宅から登庁するとき、気になるところがございました。まさに今ご指摘のあったような場所であったわけですが、持ち主もわからないと。そして、もう野ざらしになったまま崩れかかっておるということでございます。ずっと毎日のように見ております。

それが頭から離れずに、当時の担当課長にですね、あそこを至急持ち主を探して、解体をしていただくようにと、なかなか経費の問題で無理なようであれば、何とか町の予算でもできないかということでですね、実は解体できたわけでありまして、その後その周辺はですね、見違えるように環境が変わって参りました。これやってよかったなと思ひます。

今でも気になるところが、ご指摘のようにたくさんあるわけでありまして、事情は様々ありますが、これらはいわば1つの地域資源でありますので、これは放置できないということで、今全国的にこれが課題となりまして、国が立法化したわけでありましてけれどもこれ立法化したときはですね、もうとんでもない状態のときによく法制化されるわけでありまして、しかしながらその制度は精一杯活用しながらもですね、この問題には取り組んでいきたいなというふうに思ひます。

新町でしたね。上町でしたっけ。新町ですね。あの件も私にも代表者の方から連絡がありまして、その後、ごらんの解決になったわけでありまして、その後もまた御礼の電話がありましてね。ありがとうございましたということでございましたが、なかなか手続き上難しい面がございました。

職員ですね、その後呼んで、私は褒めてやりました。よくやったと。それはもう大変な苦勞があるわけでありましてね。この空き家につきましては、安全性、また景観の問題、或い

は衛生の問題、或いは防犯の問題、或いはですね、野生動物が住処にするとかですね、いいことはあまり、あまりほとんどないわけでありますので、これには先ほど申し上げましたように、より力を入れて参りたいと思います。近隣との比較が出まして、うちは平均をいっております。

人吉、名前出し恐縮ですが、水俣も出ましたしですね、八代等も出たわけですが、人吉よりは高くなっております。平均50%なんですけどね。そういうご発言ご指摘もありました住民の皆さん方のご不安もありますので、今の補助内容をですね、大きく見直して、補助率を上げる、そして限度額も上げるという方向で検討して参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、本当ありがとうございました。

私の5年3ヶ月、一般質問におきまして、数年前もランキングつけましたけど、その時町長からですね、私は入っとらんごたるがって、言われましたが、町長が一番この答弁のナンバーワンの答弁者でございました。おめでとうございます。

これで質問終わります。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。11時5分から再開します。よろしくお願いします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----  
休憩 午前10時54分  
再開 午前11時05分  
----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。次に坂本君。

○5番（坂本登君） 皆さんおはようございます。坂本登です。

何かここからは久しぶりの気がいたします。まず初めに、元元山副議長のご逝去に対しまして、心から哀悼の誠をささげたいと思います。自分は勝手に、この次の議会の議長さんになられる方じゃないかなと勝手に想像しておりましたので、残念でなりません。まだ還暦を前という若さでさぞ悔しかったろうと、悔いもあったろうと思います。それと、この場をお借りいたしまして、今議会初日に議長より県の議長会、また、全国の議長会より表彰状をいただきました。この場をお借りいたしまして、ありがとうございます。それと、町長に対しまして、合併20周年記念の折、同じく芦北町として私の議員生活を表彰していただきました。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今議会の一般質問について、健康寿命についてを、取り上げた理由について、先に述べさせていただきます。私は6年前まで、皆さんご存じの通り、100キロ近い体重があり、毎年2ヶ月間入院を強制される半病人といえますか、健康体ではなかったんです。

それが、還暦の折、12月議会が終わった折に町長から、ちょっとコーヒーを飲んで帰れということで町長室に呼ばれてお邪魔をしました。その時に町長から、体は大事せないかんぞ、ちょっとでかくなり過ぎとるんじゃないか。私は、私と言うのは町長ですね、俺は60から空手を始めたんだと。だから全然遅くないから、何かやっぱりを動かすことをやってみたらどうだという声をかけていただきました。もうそれをきっかけといいますか、やはりいつも頭にそれが残っていて、あれや何とかこう何かやろうと思って、当時、テレビではやってたライザップというのを見まして、調べたところ熊本市内にこれがあるというのがわかりまして、そこに通ったわけです。金額はビックリするぐらい高かったんですが、今思えばここに投資をしたことで、逃げられない状態に自分自身が追い込まれて、これが最初から八代の民間のジムに月5,000円ぐらいのジム費で行ってたら、もう三日坊主でとっくにやめてたと思います。多額の資金を一括払いで払わされて、もう今日は行きたくなえなと思って、もう1人の私が、お前何言っとなやんか、金捨てるんかという自分との戦いで渋々通ったら、1ヶ月したら体が変わってきたんですね。そしたら占めたもので、もううれしくなって食事も徹底できるし、トレーニングも徹底できるということで、4ヶ月後には見違えるようになってました。そういうことで、健康がいかに大事かただ生きてるだけじゃない。私はこの間、父の介護を家で1年間し、体が衰えていくっていうことを目の当たりにしてきました。それは動かない体を動かさなければ、年をとったら筋肉がみるみる落ちていくっていうことがもう、父の介護を通じて実感しました。ただ、筋肉運動は、重さは関係ないんです。

自分の体重を利用したのも筋トレです。だから、そのレベルによっていろんなやり方がありますので、年齢は関係ありません。初めてやる、継続をする、もちろん食事や睡眠、あとは楽しいという1日3回は大声で笑うとか、やっぱそういうストレスのたまらない生き方をしていけば、誰しもが健康寿命を延ばすことができると、私はこの議会に当選させていただいて4期16年、今日が最後になります。最初の3期12年は、毎回、町民の元へ直接声を拾いに各全集落回っていました。その声をもとに、町民の声をそのままここで町長に、聞いてもらってました。それが私は一般質問だと思っていましたし。だから今日のこの一般質問は、一坂本登町民が、議員の坂本登に託した声と思ってどうぞ聞いてください。

それでは質問に入ります。

①健康寿命と平均寿命の違いは何か。また、それぞれの平均年齢は何歳か。②健康寿命を延ばすために、運動、食生活、コミュニティ活動が大切だと思うが、町はどのように考えているか。③健康寿命に筋トレがもたらす影響は大きいと思うが、町は主な効果をどう考えているのか。④町営のトレーニング施設の必要性をどう考えているか、また作る気はないのかお尋ねいたします。本壇からの質問は以上です。再質問は質問席から行います。

よろしく願いいたします。

○議長（宮内道則君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 久しぶりに坂本節を、聞かせていただきました。

嬉しいのと、そしてまた、ありがたいのと、そんな気持ちで聞かせていただいたわけでありまして、まずはすべての社会活動も、他の活動も健康あってこそだというのが、その根底にあることだと思っております。

私もそんなことがあったかなという思いで聞いておりましたけども、今も物心両面にわたって健康にはですね、物の方は食生活でありますけどもね、心の健康もまた身体の健康も合わせていつも意識して行動しておるところでございます。

これも個別具体的にになりますので、担当課から述べさせていただきますけれども、健康寿命そしてまた、長寿命化等につきましてもですね、非常に関心を持ってる1人でございますので、私もまたこの後機会があれば発言をさせていただきたいと思っておりますので、とりあえず担当課から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の④についてお答えいたします。

町民の身体機能の向上や健康管理を図る観点では、トレーニングを行うことの効果は理解しているところでございます。現在本町ではスカイドーム、温泉プール、岩崎グラウンドなど、多くの方に利用、利用いただき、スポーツ活動や健康づくり活動に役立てていただいているところでございます。

トレーニング施設につきましては、町内や近隣市町に民間施設があることから、町としては整備する計画はございません。今後とも、既存施設の有効利用や予約管理システムの導入など、利便性の向上を図り、町民のスポーツに触れる機会の創出や、健康増進につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮内道則君） 鳥居健康福祉課長。

○健康福祉課長（鳥居佳史君） 質問の①についてお答えいたします。

健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。また、平均寿命は0歳における平均余命のことです。現在、公表されております直近の健康寿命は令和4年の結果となりますが、男性72.57歳、女性75.45歳となっています。

また、平均寿命は男性81.05歳、女性87.09歳となっています。健康寿命と平均寿命の差は、日常生活に制限のある不健康な期間となりますが、男性8.49年、女性11.63年となっています。次に②の質問についてお答えします。健康に自立して過ごせる期間である健康寿命の延伸は重要であると考えております。

健康寿命を延ばすための運動として、スローなペースで走るジョギングなどの有酸素運動や、筋力トレーニングなどが有効であると言われております。また、食生活においても、バランスのよい食事を心がけることが重要であり、さらにコミュニティ活動を通して社会との繋がりを持つことは、心の健康の維持、向上にも繋がり、健康寿命を延ばす上で有効なものと認識しております。このようなことから、芦北町健康づくり推進計画に基づき、町民一人一人が健康のためのよりよい生活習慣が実践できるよう、各種検診を初めとして、身体活動や

運動、栄養、食生活、睡眠休養、歯の健康などの普及啓発を行い、生活習慣病の予防を中心とした健康づくりに取り組んでいます。

次に③のご質問についてお答えいたします。厚生労働省作成の健康づくりのための身体活動運動ガイド2023においても、成人及び高齢者に筋力トレーニングを週2・3日実施することを推奨しており、筋力トレーニングの実施は生活機能の維持向上だけでなく、生活習慣病などの発症予防や死亡リスクの軽減に繋がると報告されており、健康寿命の延伸で有効であると考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本登君） ありがとうございます。健康寿命と平均寿命の違い、また平均年齢は何歳かという答弁で、健康寿命は皆さんご存じの通り、健康な状態誰の手も借りなくても、何でもできるという、年齢が男性が72.57歳、約73歳。そして、不自由でも生きてるっていう、平均寿命が81.5歳。73歳と約81歳というこの長い約8年9年ぐらいのこの間をいかに埋めていくかが提起であります。

ただ、これは全国の平均なので、100歳まで生きる人もいれば、若くして亡くなる方もいますので一概には言えないんですが参考にはなると思います。そうすると、ショックを受ける方もいらっしゃると思います。健康でおられるのは73ぐらいかよって、ふざけんなよ俺なんかもっと上だけど元気だよって。町長に言ってるわけじゃないんですけども、本当に元気です。

だからそういう面では、俺には当てはまらんと思っても、年齢の差を元気であっても、10年例えば元気であっても80から90ぐらいまでの10年間ぐらいはやっぱり誰かの手を借りらんとあかんのかなというふうに見た場合に、やはり健康な寿命を延ばすというのは、何歳であっても大事になってくるんじゃないかなという思いで、数字にとらわれずにですね、そういうふうに思って健康寿命を延ばすと、女性にいたっても、75歳が平均寿命は87歳と12歳ぐらいの差があって、そうすると、これも年齢には取られなくていいんですが、やはり12年をせめて5年ぐらい。もっと言えば、ピンピンコロリと言われるように、もう何かもう、人生全うして、朝起きたら一気に止まっとったなど。

私は父を見送ったもんですから、死に対して、親父は恐怖はもうないと、もう生ききった人ですので97まで生きましたので、自然と体の力がもう入らんようになって、自分でも自覚はあるんですね。あとは目、耳、頭は一切正常でしたので、その直前まで話すことができました。ちょっと寝るからということで寝たと思ったら、じゃ俺家に1回帰ってくるからっていうんで、だからすぐ5時間ぐらいしたら、五松園さんの方から電話がありまして、ちょっともう息が荒くて大変かもしれないっていうんで今、井上病院にすぐ搬送しますということで行って。もうこれぞ、大往生という見本みたいな、肉体がなくなったという、だから死というのは恐れる必要はないなど。オギャーと生まれたら1年なのか100年なのかかわからないですけど、誰しもが経験しなければならないことなので恐れる必要はない。だから肉体

が元気なうちにどう生きるか、これが一番大事になると自分は思っています。

そこでこの健康寿命を取り上げたわけですが、②の答弁でスローなジョギング有酸素運動筋力トレーニング、バランスのよい食事、コミュニティまたは健康づくり推進計画によって取り組んでいるという答弁がありました。そこで、担当課長にお聞きをいたします。

これまで町では、これらの具体的な施策に対して、どのような事業を行ってきたのか具体的にお答えください。

○議長（宮内道則君） 鳥居健康福祉課長。

○健康福祉課長（鳥居佳史君） お答えします。

健康づくり推進計画に基づき、生涯現役、健康寿命の延伸を目標に栄養、食生活、運動、休養などの健康づくりについて、健康教育、保健指導などを行ってきております。

運動面では、町オリジナルのあしきた健康体操を制作し、身体活動や運動の必要性、生活習慣病との関連などについての普及啓発を行い、身体活動の実践を促しています。栄養食生活面では、「1口目からは野菜を」をテーマに食事の最初に野菜から食べることを進め、生活習慣病の予防を推進してきております。

また、毎年あしきた健康フェアを開催し、健康チェックや健康体操体験ブースなどを設置し、今年度も多くの来場者でにぎわったところです。食に関する健康教室や健康フェアなどのイベントを通じて、健康づくりに関する正しい知識の普及と実践を通して、町民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促し、町を挙げて健康づくりを推進してきております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本登君） 今、もう答弁でパーンと自分の頭・心に響いたのが生涯現役というのと、町を挙げて健康づくりを推進してきているという、これがやっぱり一番刺さりますというかいいですね、これは。だから、生涯現役というのにこだわって欲しいというか、そのためには不可能じゃないっていうことを、声を大にして提起したいと思います。だから、先程も言いましたが、もう年だからとか俺どっか悪いけんとか、そういうのは頭から外すというか、よくあの病院の、僕は病院あんまり好かんのですけど、6年前までは病院通ってたんですけど、今は全然行かなくて、病院の待合室っていうのは、病院は体を治しに行くのに、かえって病気をもらってくるというか、あんだどこ悪かん、わたしやここんいとしてなあとか、そんなので健康になるわけないっちゅう。だから、やっぱり常にこう前向きな、この生涯現役とこれは素晴らしい健康づくり推進計画であるなど。

それを最後に町を挙げて健康づくりを推進してきているというこれまでの実績、やはりもう5年ぐらい前でしたか、やっぱり健康福祉課というのに、やっぱり町長がですね率先して先にその健康というところに課を作って、今は健康福祉課というやっぱ健康というのが入ってる課であるのも、私が偉そうに町長に言うのはどうかと思いますが、やっぱりすばらしい先見の明があって、何事もやっぱ早いなど。

今日、楠原議員の答弁で町長の答弁を聞いていましたが、初日の予算大綱のときはちょっと町長心配したんです。私正直に。でも今日の楠原議員の答弁は、もうさすが戻ってきたなと。安心しました。本当に、皆さん言わんばかりで本当に心配したと思います。でも安心しましたので、私も最後に、バシッこう、町長、聞きますんで。前のやりとりのように、バシーンとやって、答えていただきたいと思います。

それで、この次の健康寿命は筋トレにもたらす影響について、これは、答弁では厚生労働省、国もですね、筋トレのトレーニング習慣を週二、三日はやっぱりいいぞというので推奨していると。そして、町自身も健康寿命に延ばすには、筋トレは有効であるという答弁でした。まさにそのとおりなので、町民の皆さんに、いかにこれを実行して継続するかなんで、頭でわかってても、やって三日坊主じゃ話にならんというのがあるんですね。

そこで、この③について再質問をいたします。ここの、推奨されているこの筋トレですねこれについて、具体的に町はどのような運動を想定しているのか、担当課長にお聞きいたします。

○議長（宮内道則君） 鳥居健康福祉課長。

○健康福祉課長（鳥居佳史君） お答えします。

運動に取り組むに当たりましては、個人それぞれの身体状況などに合った運動の種類や強度・量などがあるため、可能なものから取り組めるような運動がよいと考えております。

その運動の1つとして、ダンベルやトレーニング器具などを使用する筋力トレーニングはもちろんでございますが、有酸素運動など無理をせず、自分にできることを長く続けられるものがよいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本登君） これも今やっぱガーンと心に刺さるのは、個人それぞれが違うんだと、それに合ったやり方があるんだという答弁はすばらしいと思います。

みんながでかいバーベルを上げてっていうのじゃ死人が出ますからね。バーッて、うん。だから自分に合ったやり方で、いかに継続できるか。で、ここは僕もやるんですけど、総合グラウンドにレフトの芝生に階段があり、これがまた本当にいいんです。最初は何か歩きにくいあれが、あいたこれ気にくわんな真っ直ぐしてくれんかなとか思ってたけど、あれがですね、ふくらはぎに効くっていうのがあったんです。何回も登ってたら、あの丸いところに、この足の土踏まず置いて降りてくるときには前側で踏んで下りてます。これがもう、これ作ってるやっぱ町長はすげえな。そこまで考えて作っていると思いましたよ。だから、あそこは30段でちょっとあって、30段だから120段あってですね、一気にはきついけど、ちょうどきついところで自分が試されるんですね。だから本当に最後の4段目は、はあはあと思うけど、後ろ見たら偉い長いもんでこっから下るわけにいかんぞと。また最後上ってそのまま下るのはしんどいんで、駐車場を山のつけ根まで、今有酸素運動じゃないけど、呼吸しながら歩いてまた戻ってくれば整ってますんで、またこういう、まあうまいこと考えられ

ましたねと思ってですね、感心しております。

そういうことで、継続っていうことですね。だからやっぱり個人レベルがあるんだと、機械を持たんでも、みんな自分の体重がありますので、体重でまずは足胸腕すべてできます。背中もできます。背中の場合は机を利用してですね、机を持ってこう引っ張るとかそういうやり方もありますので、十分、重いを持つ必要はなく健康は維持できます。

そういうことで、もう何ら僕から提案することがなくなりましたけど。やっぱり皆さんのそういう姿勢、町長の先駆的な取り組みを今からもですね、どんどん推進して、町民に告知して、あとはどうやったら続けられるか。もう、これなんですね、やっぱりそれは1人でするよりもコミュニティの中でみんなで励まし上げながら、そういう施設が、要するに病院じゃなくて、おお、あんたかっこよくなったなあとか、ワーツと力すごいなあという表情になってきたなっていう会話と、あんたどこが悪かんという会話と。もうこれはえらいな違いですよ。だからもう、私はこの6年で、もうあと5年しか生きられないって医者からもう三行半を突き付けられて、今は体力測定をしたら、自慢していいですかね、僕34歳ですよ。体力測定は、それが5年しか生きられないって言われた男がこれだけ変わるんですね。表情はまた自分で見ても、これ俺かなと。控え室の議員の写真見てですね、俺も見たくねえなと自分の姿を、もうそれぐらい別人ですね。そうずっとやっぱり自分の生活自体が変わるし、やっぱりもうなんていうか激変しましたね。

また、今回をもってですね、4期16年のこの任務は終了をしようと決断しておりますが、また違った意味で町民には希望とやっぱり夢を与え続けていきたいなと。また、それも今もう走り出してますので、何とか町民の方に夢、希望を与えていきたいと思っております。後は、なんていいますか、この一般質問というのは、やっぱり議員にとっては、もう一番の町民の声を代弁する場であって、その理由は、その声を直接町長にぶつけることができる、町長から答弁をもらうことができる。これが一番の一般質問の醍醐味であるし、議員にしかそれはできないんです。この場にきて、町長に直接、町民の声を届ける。これは選挙で、得票をもらってこの場に行っていていいぞと、与えられた人の特権です。だからそれをやっぱりこう、しないっていうことに対しては、やはりどうかなと自分はずっと思っていました。だから、役場の担当課長さんのところには、例えば、町の代表であったり、区長さんであったり、何かのコミュニティの話を持っていこうとしたら、課長にちょっと話があるんですと言ったら、前もって予約をしてたりしたら拒否はしないと思うんですね。

しかし、この場にはどんなに区長さんであろうが、いろんな団体の長であろうが、この場に立って町長と直接意見を交換するというのは議員にしかできないんです。それも議員の議長に対して通告っていうのを出さないといけません。だからその壁を乗り越えた人だけができる特権なんで、やらない、その、やらないっていうのはわからない。自分はこの4期目は偉そうなこと言いますけど一番最初と最後で間抜けてましたけど。はい。それは申し訳ない気持ちでいっぱいです。しかしやっぱりそれなりの理由はですね、親の介護であったり、

例えば違うことに夢中になってしまったというのがありますけれども、そういう意味で、また、大いに周知をしていていただきたい。

それで、次に、④について再質問をいたします。県内の状況では、公営トレーニング施設は多く、市町村において整備され、住民の健康増進やスポーツ活動の充実を目的とした取り組みが行われています。本町では、既存施設の有効活用を通じてスポーツ活動や健康づくりを推進しているとの答弁が教育長から示されました。

トレーニング施設の整備が難しいのであれば、既存の施設にちょっとしたトレーニング器具、さっきも言いました自重でもできるわけだから、そういうスペースとか例えば小さな器具とか、そういったことも検討課題にはならないのでしょうか。どうでしょうか。

担当課長。

○議長（宮内道則君） スポーツ・文化振興課長の溝俣君。

○スポーツ・文化振興課長（溝俣圭一君） お答えします。

過去にですね、トレーニング施設を設置した際、利用者が少なく、十分に活用されず、廃止した経緯がございます。この背景を踏まえまして現時点では、既存施設へのトレーニング機器の導入を検討する考えはございません。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本登君） これだけ言ってもやる気はないと。

まずね、課長、課長からこの効果を、やっぱ実感して欲しいね。それはどれだけ体にいいのか皆さんもちょっと腹が気になってきたとか、ちょっと足・膝が痛いとか言う人はやってみてください。そしたらとにかくこの効果が観面に出来ます。そのとおり継続しないと駄目ですので、そういう面で、地域住民の健康を支える基盤の強化には、やっぱり真剣にですね、取り組んでいただきたい。このように希望するものです。

ここで、お待たせをいたしました。町長。今回のこの健康寿命、自身の問題でもあると思います。だからこれについてですね、筋トレも含めて、僕のきっかけを作ってくれたのは町長です。ものすごいあの時こう、こうやってから、この胸筋の素晴らしさをですね、私は見せつけられて、もう自分のこの無様な、どてっ腹の出た俺はもう恥ずかしくて、よしと言って思い思いがあります。だからこの健康寿命自分のことも一緒です。あとは町民に対して高齢化が進んでいます。この思いを初日じゃなくて、今の町長でぴしっと、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員がある日、突然ですね、一般質問も控えられておりまして、何か理由があるなと思っておりまして。さっきお述べになった通りであります、いくつかの理由の1つに、筋トレそれもストイックにですね、一途に取り組んだ姿勢それを知ったわけでありまして、その成果をですね、会って拝見したときに驚きました。えっ、彼が、今この姿ということでですね、うらやましく思った次第であります、筋トレ効果、九州もつい最

近ですけどね、九州大会でボディビルで優勝されて、今3連覇？2連覇ですね、今度3連覇を目指して全国大会で優勝したいというのが目標だそうございまして、ぜひ全国1になって、町の1つのですね、誇りになればなと思っておりますので、頑張りたいというふうに思います。

高齢社会の話も出ましたが、高齢社会というのは統計上ですね何歳以上がこれだけ今占めましたということに終わりがちであります、高齢社会というのは、高齢者が頑張る世界なんです。これをですね、勘違いしたら駄目で自分の年齢は自分で決めろということです。高齢者とか、後期高齢者とか、誰が決めたかっていう。誰が決めたんだっていうことをですね、執行部に自らの執行部にですね、決めたやつを連れて来いって言いましたけど、世界保健機構でございました。決めたのは。

彼らは発展途上国も文明国も含めましてですね、ごちゃまぜにして平均年齢出しますね。ですから、それは国によって違っていいはず。そして人によって違うわけであります。自分の年齢は自分で決めろということを今でも信念に思っております。それと筋トレの効用についてはもうご存じの通りであります。

ある本が出ておりまして、筋トレをする人はなぜ成功者が多いかと、人生の成功者が多いかという本があり、それを読みました。なるほどと思いました。筋トレをすることによって筋肉が増量します。増量することによってですね、呼吸器系統もですね、発達してくるわけですが、特に血流がよくなるんですね、この血流がですね、一番この血流の影響を受けるのが脳なんですね、脳。ですから、やっぱり一連性関連性があるんだなということで、筋トレをする人はなぜ成功者が多いか事業の成功者が多いかということでありましてね、私は納得したわけでありまして。

そういうことで体を動かす、ただ人によってはですね、或いは年齢、置かれた境遇におきましては、やり方が違いますので、散歩することもこれは筋肉がですね、維持されます。

ジョギングする人もそう、やがて速歩で行くようになるしジョギングにまで発展したりしていった人もおりますし、腕立て伏せでもですね、10回しかできなかった人が30、50とできるようになる訳でありましてね。それぞれ自分に合う環境の中で、或いは自分の思いの中でやられることもいいかなと思います。

筋トレのですね、その器具を使った、環境づくりにつきましては、実はヘルシーパークに作ったんです。あれができたころですね、前の前の町長が作られまして、屋上はランニングコースになって、そして2階にはですね、筋トレルームがあったんです。そこにはもういろんな筋トレグッズがそろってましたが、調べました。年間1人多くて2人だったんですね。それでですね、これはあかんぞということで、特例もしましたが、依然、増えなかったんですね。それでしろやмаскайдームに器具を移してみた。それでいろんな種目を練習しますから、でも使う人はたまに。今度は役場に持ってきました。職員も健康づくりをやる人はもう数名ということになります。なかなかですね、特定の器具を使ったやつは難しいと。

それと芦北町にも筋トレの営業してる人がおりますけども、町営でやるにはですね、民業圧迫しちゃいけないという思いもありまして、スタートアップ事業とか、起業家を育てるという意味でもですね、みずから意思のある人がみずからトレーナーとなってですね、やっていく、或いは町民講座等でですね、その文化面だけでなく、そういうタイプ面、或いはトレジャークラブという総合スポーツクラブもありますし、そういうところも関与して、今後いけばいいなと思いますので、課長答弁はですね、立場上あれであります、どういう方法があるかということをしてですね、私もまた検討をして参りたいと思っております。

これからは統計上の、統計上のですね、その寿命だけじゃなくて、健康寿命を延ばしていくということ。

実はですね、健康寿命、誰が決めたかって私は考えたことがあるんです。迫ったことがあるんです。これは統計上、年代別の死亡率とか死亡数とかですね、そしてアンケートをとりますよね。我々には来てませんが、あなたは健康ですか、自力で生活ができますかということ、多少障害があってもですよ、俺はできるという丸がついてるんですよ。そうなりますと、それこそどうなのかという、健康寿命の数値の出し方もですね、完璧ではないわけがあります。

よって、繰り返しますが、自分で決めるということに行き着くわけでありましてね、今日は坂本議員がですね、これまでの質問の中で初めて、この議場内が笑いで埋もれまして、包まれました。はい。あの本当にですね、元気を持って去って、勇退されていかれるにふさわしい質問であったなというふうに思います。

益々のご健勝を祈念申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 坂本議員。

○5番（坂本登君） ぜひ、今度は町のお世話になって、私ダイエットを健康パーソナルジムをちょっとやるときにはお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

それともう1つ思ったのは、町長が前のまんまの町長でした。初日はいらん心配をしてすみませんでした。はい。これで私の議員生活の最後の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 坂本君の質問が終わりました。次に百田君。

○1番（百田翔吾君） 本日最後の一般質問となります。百田翔吾でございます。今期4年間の任期において、今回が最後の一般質問となりました。議会での議論を重ねる中で、ようやく自分なりの質問の形が少しずつ見えてきたところであります。改めてこの議場で議論できる重みと責任を感じているところでございます。

これもひとえに先輩議員の皆様、そして町長はじめ執行部の皆様からのご指導の賜物であり、心より感謝申し上げます。質問に入る前に一言だけ触れたいと思います。先月、旧田浦町時代から長年にわたり本町の議会活動に尽力されてこられました元山議員がご逝去されました。ここに改めて心より哀悼の意を表します。

元山議員は、長きにわたり芦北町田浦地域の発展のために尽力されてされました。

私自身も議会の場合だけではなく、公私にわたり様々な機会においてご指導をいただいたことを思い出します。議会等は単に政策を議論する場であるだけではなく、先輩方が積み重ねてこられた思いや経験を、受け継ぎながら、次の世代へ、まちの未来を繋いでいく場でもあると改めて感じているところでございます。

本日私が質問するテーマは、人口減少時代における学校将来のあり方です。子供たちの教育環境をどう守っていくのか。そして地域の未来をどのように繋いでいくのか。これは、これからの世代に関わる極めて重要な課題であると考えています。

元山議員をはじめ、これまで地域と学校を大切に守ってこられた先輩方の思いも胸に、未来の世代に繋がる質問をしたいと思います。

それでは、人口減少時代における持続可能な学校運営体制の将来設計について質問いたします。まず申し上げたいのは、本町の学校はそれぞれの地域において、長年にわたり地域とともに歩み、子供たちを育ててきた大切な存在であるということです。

学校は単に教育を行う場ということだけではなく、地域にとっては子供たちの成長を見守る場所、地域の行事や活動の拠点、地域の誇りや象徴といった側面も持っております。

また、特に本町のような地域では、小規模校ならではの良さも数多くあると感じています。

例えば、先生と児童生徒の距離が近く、きめ細やかな指導ができること。学年を超えた交流が自然に生まれること。地域との結びつきが強く、地域ぐるみで子供を育てる環境があることなどは都市部の大規模校ではなかなかできない、本町独自の教育環境であると感じています。その意味でも小規模校の価値をしっかりと認識しながら、教育環境を守っていくことは極めて重要であると考えています。

一方で、全国的な人口減少の流れの中では、児童生徒数の減少が進んでいることもまた事実です。本町においても、今後の推計を見ると、児童生徒数の減少傾向は今後も続くことが予測されております。

例えば、学校規模が小さくなることによって、クラス替えが難しい、集団活動幅が限られてくる、部活動や学校行事の運営が難しくなるといった課題が指摘されていることもあります。また、教職員の配置の面でも、学校規模によって配置人数が決まる仕組みがあるため、複式学級の導入、教員の負担の増加、教科担任制の確保といった点も、今後の教育環境を考える上では重要な視点になってくるのではないかと思います。

もちろん、これらの課題は今すぐ大きな問題として表面化しているというものではないかもしれませんが。

しかし、人口減少の流れを踏まえると、遠くない将来に現実的な課題として向き合う必要が出てくる可能性があると考えています。だからこそ、慌てて何かを決めるということではなく、今の段階から少しずつ現状を整理し、将来の選択肢を考えておくことが大切ではないかと感じています。

そこで主題１の①児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進む中で、町として現在どのような課題を認識しているのか、また小規模校ならではのよさを生かしつつ、教育環境の充実と将来にわたって学校を維持していくために、町としてどのような工夫や取組を行っていく考えか現時点での認識をお聞かせください。

次に主題１の②の質問です。近年、全国の自治体では人口減少や教育環境の変化を踏まえ、様々な教育モデルが検討、導入されております。

例えば小学校と中学校を一体化した義務教育学校、小中の連携を強める小中一貫教育、学校間のオンライン連携授業、部活動の地域展開など、地域の実情に応じた様々な取組が進められております。義務教育学校の例では、１年生から９年生までの９年間を一体的に教育することで、小学校から中学校への接続をスムーズにする。教員が継続的に子供たちの成長を見守る。教科指導の連携を強化するといったメリットがあるとされております。

また、学校の枠を超えてオンラインで複数校が合同授業を行う。体育大会や文化活動を合同で行う。部活動を地域と連携して運営するといった取組も各地で実施されております。もちろんこれらのモデルがそのまま、芦北町にあてはまるとは限りません。

ちなみに近くの自治体においては、球磨村・水上村が、義務教育学校導入済み、新年度来月からは五木村でも義務教育学校は導入される予定となっております。地域の状況、地理的条件、そして何より地域住民の思いなど、様々な要素を丁寧に考慮していく必要があると思います。

ただ一方で、人口減少社会の中で教育環境を維持していくためには、従来の形だけにとらわれず、様々な可能性を幅広く研究しておくことも大切ではないかと感じています。

そこで主題１の②他市町村においては、義務教育学校化など多様な教育モデルが採用されているが、本町としてそのような計画や検討はあるのか、質問します。私自身学校という存在は地域にとって非常に大きな意味を持つものだと考えております。だからこそ、今すぐどうするという議論ではなく、子供たちにとってよりよい教育環境を将来にわたってどう守っていくのかという視点で、少しずつ議論を深めていくことが必要ではないかと思っております。

そのような意味でも、本日の質問を１つのきっかけとして、本町の学校の将来について町としてどのように考えているのか見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上で登壇しての１回目の質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の１回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 百田議員の質問①についてお答えいたします。

本町の児童生徒数は減少傾向にあり、小規模校が増加しております。  
小規模校の課題として学級内や学校内での交流の機会が減り、協働的な学びに影響を及ぼす可能性があることを認識しているところでございます。

一方で、議員の発言にもありました通り、教職員が一人一人の児童生徒に目を向けたきめ細やかな指導を行うことが可能になり、個々の習熟度に応じた個別最適な学びを実現することができるといった利点がございます。

本町ではこの利点を生かし、ＩＣＴ機器を活用した質の高い教育の実施や、国内外の学校とのオンライン交流により、子供たちの視野を広げる取組を推進しているところでございます。

また空調設備の整備や施設の大規模改修などによる安全安心な学習環境の整備にも取り組むとともに、コミュニティスクールや地域学校協働活動を通じて地域住民の意見や力を積極的に学校運営に活用し、地域に根差した学校づくりを進めております。今後も児童生徒が充実した環境、教育環境の中で学び、成長できる持続可能な学校運営に取り組んで参ります。

次に②の質問についてお答えいたします。

①の質問でお答えしました小規模校の利点を生かした教育を推進しておりますので、現時点では義務教育学校設置の計画はございません。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○１番（百田翔吾君） それでは再質問いたします。

本町が作成しました芦北町人口ビジョン令和６年度改訂版によりますと、１４年後の２０４０年。芦北町総人口は９，２３６人、年少人口１５歳以下ですね人口は６８８人と予測がされております。ちなみにですが、新年度４月からの町内の小学校の入学予定人数はどうなっているのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 令和８年度の入学予定者数についてお答えをいたします。

小学校におきましては田浦小学校が１１人、佐敷小学校が３６人、大野小学校は０、湯浦小学校１０人、内野小学校３人の計６０人でございます。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○１番（百田翔吾君） ありがとうございます。

今の再質問も含めてそれぞれ答弁をいただきました。

町として合計、今度ですね、６０人と、大野小学校にいたっては０人またその先、翌年はまた人数が回復するという話も聞いておりますけども、なかなか厳しい現実があります。

それを踏まえながら、教育環境をどのように守っていくのかについて、様々な観点から引き続き考えていく必要があるという認識は、共有できたのではないかと思います。

先ほども申し上げましたが、本町の学校はそれぞれの地域にとって非常に大きな存在です。長い歴史の中で地域とともに歩み、子供たちの成長を見守り続けてきた大切な場所であります。だからこそ、この問題は、単に学校の数や効率の問題としてではなく、子供たちの教育環境、そして地域の未来をどう守っていくのかという視点で丁寧に考えていく必要があると考えております。人口減少の流れはすぐには変わりません。

しかし、その中にあっても、子供たちにとってよりよい教育環境をどのように維持していくのか。そして将来に向けた、どのような選択肢があるのかを、今の段階から少しずつ整理し、いろんな可能性、いろんな幅で議論していくことは決して早すぎることではないと考えていますので、ご検討をお願いいたします。

一般質問の終わりに少し話をします。今期の任期をもって現職１２名の議員のうち、多くの先輩議員がご勇退されると伺っております。長年にわたり本町振興、町政の発展のために尽力されてこられましたことに対して、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、この３月末をもって退職を迎える町職員の皆様も、本町の行政を支えてこられたご尽力に対し、議会の一員として心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。議会も行政もそれぞれの立場で町の未来を思いながら仕事を積み重ねてきた先輩方の歩みの上に、今の町政があるのだと感じております。

本日の質問を機に改めて本町の学校の将来について考えるきっかけとなり、今後の建設的な、そしていろんな可能性も含めた議論に繋がっていくことを期待しております。そして、先輩方が築いてこられた積み重ねを次の世代へしっかり引き継いでいくこともまた私たちの責任であると感じております。

未来の子供たちに責任を持てる町政であることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午後０時０５分

# 芦北町議会定例会会議録

令和8年3月13日（金）



## 令和8年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月13日

午前10時 開会

於 議 場

### 1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

- 第1 議案第3号 令和8年度芦北町一般会計予算
- 第2 議案第4号 令和8年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第3 議案第5号 令和8年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第4 議案第6号 令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第5 議案第7号 令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第6 議案第8号 令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第7 議案第9号 令和8年度芦北町水道事業会計予算
- 第8 議案第10号 令和8年度芦北町下水道事業会計予算
- 第9 議案第11号 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第10 議案第12号 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について
- 第11 議員派遣の件について

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

- 第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出  
（閉 会）

### 2 出席議員（9人）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 百 田 翔 吾 君  | 2番 楠 原 清 照 君  |
| 3番 長 口 隆 君    | 5番 坂 本 登 君    |
| 8番 草 野 安 道 君  | 9番 宮 尾 秀 行 君  |
| 10番 川 尻 成 美 君 | 11番 寺 本 修 一 君 |
| 14番 宮 内 道 則 君 |               |

### 3 欠席議員（2人）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 6番 寺 本 順 一 君 | 7番 白 坂 康 浩 君 |
|--------------|--------------|

4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

|            |       |             |       |
|------------|-------|-------------|-------|
| 町長         | 竹崎一成君 | 副町長         | 松本俊造君 |
| 教育長        | 岩田繁義君 | 総務課長        | 池田康浩君 |
| 企画財政課長     | 田代忍君  | 税務課長        | 内田照也君 |
| 住民生活課長     | 窪田和彦君 | 健康福祉課長      | 鳥居佳史君 |
| 農林水産課長     | 福田鉄也君 | 商工観光課長      | 梶浩之君  |
| 建設課長       | 平田秀臣君 | 上下水道課長      | 才保親哉君 |
| 教育課長       | 宮島昭典君 | スポーツ・文化振興課長 | 溝俣圭一君 |
| 会計管理者兼会計室長 | 山下博章君 |             |       |

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

|        |       |          |        |
|--------|-------|----------|--------|
| 議会事務局長 | 岡田謙治君 | 次長(課長補佐) | 鎌田富士夫君 |
|--------|-------|----------|--------|

## 議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

1 町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会）

期 日 令和8年5月26日（火）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

目 的 町村議会の果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の  
一層の活性化に資するため

派遣議員 副議長

2 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）

期 日 令和8年5月27日（水）

場 所 グランドアーク半蔵門（東京）

目 的 定期総会決議事項等要望

派遣議員 副議長

令和8年3月13日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 皆さんおはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。白坂君、寺本順一君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

- 第 1 議案第 3 号 令和8年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 4 号 令和8年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 5 号 令和8年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6 号 令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7 号 令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8 号 令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 7 議案第 9 号 令和8年度芦北町水道事業会計予算
- 第 8 議案第10号 令和8年度芦北町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第11号 芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第10 議案第12号 芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第1、議案第3号「令和8年度芦北町一般会計予算」から日程第10、議案第12号「芦北町サテライトオフィス条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は2人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、楠原総務厚生常任副委員長。

○総務厚生常任副委員長（楠原清照君） 総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました令和8年度予算関係4議案及び、新規条例制定1議案について、3月3日及び4日に審査を行いましたので、その経過及び結果をご報告申し上げます。

まず、令和8年度の一般会計予算総額は前年度に対し2億円増の125億円となっております。特別会計は、5会計の合計で前年度に対し5,800万円減の57億8,700万円が計上され、一般会計、特別会計に、水道事業会計と下水道事業会計を合わせた予算総額は196億3,288万円となり、第三次芦北町総合計画に沿った新たな時代に向け、未来に繋がる予算編成が行われております。なお、審査過程における各種事業については、主なものを申し上げます。

初めに、議案第3号「令和8年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

総務課では、前年度に対し4億6,584万4,000円減の17億2,144万2,000円が計上されております。

減額の主な要因は、防災行政無線整備工事等の事業完了によるものです。

財産管理においては、白石地区の宅地嵩上げ工事の完了見込みに伴う白石集会所建設工事などが行われます。また、災害対策においては、防災拠点センター整備に係る旧芦北消防署の解体工事など、建築前の準備工事に着手されます。

主な質疑を申し上げます。白石集会所建設工事の事業概要等についての質疑があり、令和6年度に受領した国からの補償金を原資として同じ場所に再建し、完成後の集会所の管理は地元で行う予定であるとの答弁がありました。

また、DX推進の取組はどのように予算に反映されているのかとの質疑に対し、令和7年度に職員の中から任命した芦北町DX加速化推進員による業務効率化の提案を踏まえ、公共施設予約管理システム等に係る予算を計上したとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、前年度に対し4,633万6,000円増の17億7,000万円が計上されております。ふるさと応援寄付金事業においては、町内の産業振興と財源確保に向け、引き続き、町内事業所と連携し魅力ある制度となるよう、さらなる進化に努めるとともに、地域活性化企業人を活用したガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税にも力を入れ、特色溢れる事業を示して、より多くの寄付に繋がるよう努めるとの説明がありました。

また、交通対策については、町内の移動需要に柔軟に対応できる新たな生活交通の確立に向け、オンデマンド交通の第2弾の実証運行を行い、令和9年度本格導入を目指し、スムーズな移行に努めるとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。瀬戸石ダム魚道観察施設の現状についての質疑があり、川のとつとつと館は瀬戸石ダムにおける魚の遡上を観察するための施設で、被災後復旧し地元地区で管理をしているが、施設へ繋がる道路が使用できないため閉館している状況であるとの答弁がありました。

次に、税務課では、歳入予算として、前年度に対し2,771万6,000円増の21億5,715万2,000円が計上されております。

増額の主な要因は、全国的な賃上げによる給与所得の上昇等による個人町民税の増収、及び半導体関連事業所の設備投資による固定資産税の増収が見込まれることなどによるものです。歳出につきましては、前年度に対し1,173万5,000円増の1億4,234万6,000円が計上されております。

町税については、地方税法や税条例等の関係法令に基づき、引き続き町税の適正な課税と徴収に努め、自主財源の確保と徴収率の向上に努めるとの説明がありました。

なお、本町の滞納状況については、適切な執行管理により滞納額が減少しており、令和6

年度実績で、県内で4番目の徴収率であったとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。入湯税が増えている要因についての質疑があり、コロナ禍や水害からの復旧により利用者が増え、令和8年度は前年度と比較して628名増の4,658名を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、会計室では、前年度に対し153万2,000円増の1,244万5,000円が計上されております。増額の主な要因は、国が推進する公金収納のデジタル化における必要経費の計上によるものです。令和8年度においても引き続き、会計事務の適正な執行の確保と効率化の推進に努められます。

次に、健康福祉課では、前年度に対し3億3,088万7千円減の25億1,695万5,000円が計上されております。

減額の主な要因は、介護保険事業に係る繰出金の費用が組織再編により住民生活課所管となったことによるものです。児童福祉においては、子育て世帯の多様化するニーズに対応すべく、保育サービスの向上や安全・安心な保育環境の確保に引き続き努めるとともに、老朽化が進行している芦北・湯浦の両児童館を廃止し、跡地をこども・子育て世代が真に求めている新たな公園として整備するため、公園整備計画の策定に着手されます。

また、健康づくりにおいては、生涯現役、健康寿命の延伸に向け、ワンコイン健診をはじめとする各種事業を実施し、ライフステージに合わせた健康づくりに引き続き取り組まれます。

主な質疑について申し上げます。児童館跡地公園整備についての質疑があり、施設の老朽化と利用者の減少を背景に公園整備を検討しており、令和8年度に基本計画を策定し、令和9年度以降、順次進めていくことを想定しているとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、前年度に対し11億2,741万9,000円増の26億8,420万4,000円が計上されております。

増額の主な要因は、介護保険係の一般会計予算が健康福祉課から移管したこと及び高齢者施設の改築整備等補助金の予算計上によるものです。高齢者福祉では、高齢者施設の移転改築整備やICT導入に対して補助を行い、介護基盤の整備と効率的な業務運営の確保について支援が図られます。

また、水俣病関連では水俣病公式確認から70年を迎えるにあたり、情報発信支援事業、もやい直し事業等を通じて正しい情報発信に力を入れ、引き続き水俣病発生地域の活性化に取り組まれます。

主な質疑を申し上げます。高齢者施設の改築整備等補助金についての質疑があり、老朽化した施設の移転改築による減災効果を目的とするものであり、現在の建物の隣接地に建設する予定で、補助金は補助単価×ベッド数により算出され、令和9年度末の竣工予定であるとの説明がありました。

次に、議会事務局では、前年度に対し106万3,000円減の1億715万3,000

円が計上されております。芦北町特別職報酬等審議会からの答申により、令和８年度から議員報酬が月額２万３，０００円の増となりますが、議員定数の減により議員報酬、議員手当等が減額となっております。

また、議会のＤＸ化の推進を図るため、タブレット導入による議会のペーパーレス化に取り組まれます。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第３号「令和８年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号「令和８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し８，４００万円減の２７億１００万円が計上されております。減額の主な要因は、被保険者数の減少による療養給付費の減などによるものです。

国民健康保険事業では、県内保険料率の統一に向けて税率の見直しを行います。１８歳以下の子供に係る均等割額を引き続き全額免除し、子育て世帯の支援に努められます。

主な質疑を申し上げます。国民健康保険税の被保険者の状況についての質疑があり、令和８年２月末時点で３，２９７人であり、人口減少により被保険者数は減少しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第４号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号「令和８年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について申し上げます。前年度に対し８００万円減の２４億４，５００万円が計上されております。介護保険事業では、芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努められます。

主な質疑について申し上げます。本町が独自に取り組んでいる高齢者補聴器購入費助成事業補助についての質疑があり、補助の目的は、早期から難聴の悩みを減らすことで、コミュニケーションを諦めることなく社会参加を続け、閉じこもり予防や認知症リスクの軽減につなげることであるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第５号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号「令和８年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し２，９００万円増の４億２，５００万円が計上されております。増額の主な要因は保険料の増加に伴う、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものです。

主な質疑を申し上げます。後期高齢者医療被保険者数の人口に対する割合についての質疑があり、令和６年度末時点で被保険者数は４，１０６人で、２７．９％であるとの答弁があ

りました。

質疑終了後は討論もなく、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。本案は、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の公布に伴い、条例を制定するもので、3歳未満の未就学の子供が就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所を利用できる「乳児等通園支援事業」通称「こども誰でも通園制度」について、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として実施されることとなったことに伴い、事業を実施する事業者が従うべき運営上の基準について国が定める基準に基づき、各市町村において条例で定めることとされていることから、新たに制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。本条例の内容についての質疑があり、当該事業は国において令和7年度に補助事業として制度化されたが、令和8年度からは新たな給付制度として実施されることとなったとの答弁がありました。

以上、討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長。

○建設経済文教常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました令和8年度予算関係5議案及び新規条例制定1議案について、現地調査を含め3月3日と4日に審査を行いましたので、その経過及び結果を報告いたします。

なお、審査過程における各種事業については主なものを申し上げます。まずはじめに、議案第3号「令和8年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

まず、教育課では、前年度に対し8,365万8,000円増の6億8,416万9,000円が計上されています。

増額の主な要因は、小学校、中学校におけるICT機器等の更新に伴う、備品購入費等の増によるものです。学校教育については、ICT機器を活用した授業改善や基礎・基本の習得による学力向上、また不登校対策や特別支援教育の充実を図り、誰一人取り残さない学びの保障に努められます。

学習環境については、施設のLED化などの計画的な整備により、子供たちの成長を支える環境づくりに努められます。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するとともに、学校給食費の完全無償化が引き続き実施されます。

主な質疑として、町単独での学校給食費無償化について、保護者の反応はどの質疑に対し、学校給食費の完全無償化については、県内の実施は少なく、物価高により給食費を値上げする動きがある中で、非常にありがたいという声をいただいているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、前年度に対し１，３２５万７，０００円減の１億６，５８３万円が計上されています。

減額の主な要因は、浄化槽設置整備事業補助金及び下水道事業会計への繰出金の減によるものです。生活排水対策として、合併浄化槽２５基分の浄化槽設置整備事業補助金が計上され、また水供給対策としては、４組合へ飲料水供給施設事業補助金等が計上されています。

主な質疑として、飲料水供給施設事業補助金の補助率及び災害時の補助率についての質疑があり、通常時の補助率は税別事業費の３分の２、災害時の補助率は税別事業費の１０分の８であるとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、前年度に対し１，２６２万５，０００円減の７億９２３万９，０００円が計上されています。

減額の主な要因は、災害復旧事業の進捗によるものです。農業農村整備では、広域的に被害を受けた吉尾地区等の基盤整備に取り組まれます。農業振興では耕作支援を引き続き実施し、果樹振興では園内道整備や優良苗木の導入、資材費の価格高騰対策やハウス新設・機械の導入支援を行い、またオリーブの実証栽培や加工・販売を含めた６次産業化に引き続き取り組まれます。

林業振興では、間伐や搬出作業、皆伐後の植栽や防護柵設置への支援が継続され、また自伐型林業の取り組みがさらに進められます。

有害鳥獣対策では、関係団体と連携し、防除、捕獲を中心とした総合的な対策に取り組まれます。

漁業振興では、ヒラメ・クマエビなどの稚魚放流により漁獲量の増加を図り、クマモトオイスター・芦北産マガキの養殖支援、あさり貝の被覆網による資源保護の取組の外、新たにエビの陸上試験養殖が実施されます。

主な質疑として、農作業支援事業補助金の上乗せ助成の内容はどの質疑に対し、ハウス作業の受託費が１万４，０００円から１万７，０００円に改定されるため、増額分を全額助成するとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、前年度に対し２，８６３万６，０００円減の６億４，５８２万１，０００円が計上されています。

減額の主な要因は、芦北海浜総合公園の施設長寿命化計画策定調査業務の終了によるものです。

商工業振興では、商工会が主体となって開催するあしきた花火まつりなどイベント開催支援やプレミアム付商品券の発行支援により、商工業の育成・強化と地域経済の活性化が図られます。

観光振興については、国内及び外国人観光客のニーズ多様化に対応するため、新たな本町の観光商品の開発、発信力の強化を進められ、また町内特産品を活かした他県での芦北フェア開催を通して、町の観光PRに引き続き取り組まれます。

主な質疑として、御立岬温泉センター基本構想及び設計業務委託についての質疑に対し、各設備の老朽化に伴い、現在の利用客のニーズに合った施設への更新を検討しており、解体・新築・改修も含めてあらゆる方向から検討を行いたいとの答弁がありました。

次に、建設課では、前年度に対し2億3,684万9,000円減の8億5,214万2,000円が計上されています。

減額の主な要因は、災害復旧工事等の進捗によるものです。交通基盤の整備については、町道の計画的な維持補修等と橋梁の長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策等の実施により、交通基盤の安全確保に努められます。

自然災害対策では、各排水機場の定期的な保守点検や計画的な補修を実施し、より一層安全で安心な生活環境の整備に取り組まれます。

公営住宅については、安全で快適な居住環境維持のため、引き続き計画的な補修・更新等が実施されます。

主な質疑として、港湾維持管理事業予算の内容はとの質疑に対し、熊本県が実施する松ヶ崎の船着き場交換や防波堤の腐食防止工事に対する負担金であるとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、前年度に対し1,721万1,000円増の4億6,890万6,000円が計上されています。

増額の主な要因は、体育施設維持管理費の増によるものです。社会体育クラブや全国大会等への出場者に対する支援により競技力向上、生涯スポーツの振興が図られ、また、演能会や文化祭などを開催し文化・芸術に触れる機会を提供することで、文化意識の高揚や文化活動の振興が図られます。また引き続き佐敷東の城跡の発掘調査に取り組まれます。

総合コミュニティセンターでは、世代間・地域間の交流と学びの場として、施設全体の魅力向上に努められます。

主な質疑として、佐敷東の城跡の国史跡指定への可能性はどうかとの質疑に対し、文化庁指定リストの登載候補では、県内最上位に位置しており、今後の調査成果次第であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第3号「令和8年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算額は、前年度比600万円増の1億9,500万円となっています。増額の主な要因は、会計年度任用職員報酬等の増によるものです。

主な質疑として、温泉施設の利用促進のため、どういう広報PRを行っているというのかとの質疑があり、町のホームページやSNSでの発信、また熊本市内を中心に発行されてい

るタブロイド紙に温泉施設も含めた町内の観光施設のPRを掲載しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第6号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入、歳出総額は前年度に対し100万円減の2,100万円となっています。

主な質疑として、令和8年度の対象者は何人か、うち新規は何人かとの質疑に対し、令和8年度の継続貸付者数は21人、新規は大学生10人、高校生1人を見込んでおり、全体で32人を予定しているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第7号については、全会一致で原案とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和8年度芦北町水道事業会計予算」について申し上げます。予算総額は前年度に対し1,188万円増の3億6,088万円となっています。

増額の主な理由は、配水管布設替工事費等の増によるものです。安全・安心な水道水供給のため、引き続き施設や水道管の計画的な更新が図られます。

主な質疑として、町内の水道管の総延長は、そのうち更新が必要な延長はとの質疑に対し、総延長は約11.2km、うち更新が必要な延長は2.8kmであるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「令和8年度芦北町下水道事業会計予算」について申し上げます。予算総額は前年度に対し、5億5,300万円増の9億8,500万円となっています。増額の主な要因は、芦北処理場の更新工事等によるものです。安全で快適な下水道サービス提供のため、使用料適正化への取組や芦北・米田地区農業集落排水処理施設更新工事が引き続き実施されます。

主な質疑として、改定後の使用料金収入は当初予算に反映されているのかとの質疑があり、議会の議決を得ていないので、当初予算には反映していないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第12号「芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について」申し上げます。

本案は、芦北町サテライトオフィス田浦の適正かつ安定的な管理運営を図るため制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑として、サテライトオフィス田浦の利用実績はとの質疑があり、令和7年4月から2月末までの利用実績は407件で、年々増加しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第１２号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これから議案第３号から議案第１２号までを順次討論を行い、採決します。

日程第１、議案第３号「令和８年度芦北町一般会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第２、議案第４号「令和８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第５号「令和８年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「令和8年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。お諮りします委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「令和8年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「令和8年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号令和8年度「芦北町水道事業会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号「令和8年度芦北町下水道事業会計予算」について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「芦北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号「芦北町サテライトオフィス田浦条例の制定について」は、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

## 第11 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

議員派遣については地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。議員派遣につきましてはやむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長に一任することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 1 2 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 3 県設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第 1 2 から日程第 1 5 までの各委員会の閉会中の継続調査の申し出を一括議題とします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されております。お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回芦北町議会定例会を閉会します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 午前 1 0 時 4 3 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録  
令 和 8 年 第 1 回 定 例 会

令和 8 年 5 月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

---

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話 (0966) 82-2511